

令和2年度
定期監査結果報告書

泉大津市監査委員

泉大監第115号

令和3年2月17日

泉大津市長様
泉大津市議会議長様
泉大津市教育委員会教育長様
泉大津市病院事業管理者様
泉大津市選挙管理委員会委員長様
泉大津市公平委員会委員長様
泉大津市農業委員会会長様

泉大津市監査委員 池田 学

泉大津市監査委員 丸谷 正八郎

令和2年度定期監査結果報告書の提出について

地方自治法第199条第4項の規定に基づき、定期監査を執行したので、その結果報告を同条第9項の規定により、次のとおり提出します。

目 次

令和2年度定期監査結果報告	5
第1 監査の種類	5
第2 監査の実施期間	5
第3 監査の対象	5
第4 監査執行者	6
第5 監査の方法	6
第6 監査の結果	6
 共通事項	7
1 収入事務について	7
2 支出事務について	7
3 契約事務について	8
4 その他	8
 質問・要望事項等	9
1 総合政策部	9
2 総務部	18
3 健康福祉部	21
4 都市政策部	33
5 市立病院事務局	44
6 消防本部	52
7 教育部	56

令和２年度定期監査結果報告

第１ 監査の種類

地方自治法第１９９条第４項の規定に基づく定期監査

第２ 監査の実施期間

令和２年１０月１日から令和３年１月２９日まで

第３ 監査の対象

総合政策部	政策推進課、地域経済課、危機管理課、秘書広報課、人事課、市民協働推進課、人権くらしの相談課
総務部	総務課、財政課、税務課、市民課、資産活用課
健康福祉部	福祉政策課、高齢介護課、障がい福祉課、生活福祉課 子育て応援課、こども育成課、健康づくり課、保険年金課 条東幼稚園
都市政策部	都市づくり政策課、建築住宅課、土木課、環境課、水道課 下水道課
教育委員会事務局 教育局	教育政策課、指導課、教育支援センター 浜小学校、楠小学校、誠風中学校 生涯学習課、スポーツ青少年課 勤労青少年ホーム、南公民館、北公民館、織編館 池上曾根弥生学習館、図書館
会計課	
市立病院事務局	総務課、医事課
消防本部	総務課、予防課、警防課
市議会事務局	
行政委員会	選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、公平委員会事務局 農業委員会事務局

第4 監査執行者

監査委員 池田 学
監査委員 丸谷 正八郎

第5 監査の方法

平成29年の地方自治法改正により、監査委員が監査基準を定め、当該監査基準に従い監査を実施することが制度化されている。本市においては、令和2年4月1日に「泉大津市監査基準」を改訂し、監査の実施において、監査の対象のリスクを識別し、そのリスクの内容及び程度を検討した上で、監査の手法等を決定している。

監査対象で識別したリスク領域及びリスク（監査の着眼点）の主なものは以下のとおりである。

リスク領域	リスク
処理が反復継続的に行われる事務執行	確認を怠り、処理を誤る（必要書類の欠如、執行科目の誤り、計算誤り等）。
金額的または質的な重要性が大きい事務執行	不備の場合、財政に与える影響が大きい、または住民サービスに重要な支障をきたす。
過去に不備が指摘されている事務執行	事務執行の透明性確保に関する意識の欠如、コスト意識の欠如、財産管理意識の欠如等

本市の財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理が、関係法令等に従って適正で、合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として監査を実施した。

まず、事前に各課等から監査資料の提出を求め、関係書類の予備監査を行い、担当職員からその執行状況の説明を聴取するとともに、前回の定期監査において意見・要望した事項の改善について監査を行った。

また、本監査においては、特に重要な事業について各部局に質問を行い、内容説明を求める方法で監査を実施した。

第6 監査の結果

監査の結果、総括的には関係法令等に従い概ね適正で、合理的かつ効率的に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において共通事項における指摘事項のとおり、改善、検討を要する事項も見受けられた。併せて、昨年の定期監査での指摘事項についても、一部に改善されていないものが見受けられたので、担当職員に対して周知徹底し、改善することを求めた。

また、特に重要な事業の内容説明を受け、当事業に対する意見要望を行ったものであり、今後、なお一層の研さんにより事務事業の適正で、経済的、効率的かつ効果的な執行に努めることを要望するものである。

◎ 共通事項

1 収入事務について

(1) 調定事務

調定簿及び減免申請については、財務規則等に基づき適正に事務処理されていることを確認した。

今後も、適正な事務処理をされたい。

2 支出事務について

(1) 支出負担行為伺書

支出負担行為伺書において、以下の留意すべき事項が見受けられた。
適正な事務処理をされたい。

- ①見積書の日付記入漏れ、未添付又はコピー等での代用、内容等が明示されていないもの、決裁日の誤り、または記入漏れ。
- ②随意契約理由が明記されていないもの。
- ③2者以上の見積書を徴取すべきところを1者見積りとしているもの。
- ④単価契約している業者以外の業者からその物品を購入しているもの。

(2) 資金前渡

資金前渡伺書、出納簿の記帳、精算書の提出など各資金前渡の事務処理については、財務規則等に基づき適正に行われていることを確認した。

今後も、適正な事務処理をされたい。

(3) 補助金（助成金）

補助金（助成金）交付事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。
適正な事務処理をされたい。

- ①市補助金等交付規則に則り事務処理されていないもの。
- ②補助金交付申請書に事業計画書、収支予算書、前年度決算書等の添付がないもの。
- ③前年度繰越金額が補助金額を上回っており、補助金額が適正か確認を要するもの。
- ④大阪府関係団体と本市並びに近隣自治体の補助金交付団体において、前年度決算の繰越金が増加となっており、令和2年度予算の歳入では、大阪府関係団体からの歳入は減額されているにも関わらず、本市補助金

は前年度と同額となっているもの。

3 契約事務について

契約事務において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- ①契約締結起案書に記載された随意契約ガイドラインの適用条項に間違いのあったもの。また、随意契約チェックリストが未添付のもの。
- ②総額が決まっているにも関わらず、総額表記のない月額単価の長期契約としているもの。員数が確定しているにも関わらず総価契約とせず単価契約としているもの。総価入札を行うことができるにも関わらず、単価入札としているもの。
- ③委託契約書に適正な収入印紙の貼付がないもの。
- ④随意契約で予定価格書の作成が必要であるにも関わらず未作成なもの。
- ⑤積算根拠を明確にせずに契約しているもの。
- ⑥契約締結起案書に契約金額の適正性が明記されていないもの。
- ⑦契約保証金免除申請書の添付のないもの。
- ⑧業務期間中にも関わらず、完了届が添付されているもの。
- ⑨同じ業者による入札が数回継続して行われているもの。
- ⑩契約書の金額、支払方法と決裁のそれらが相違しているもの。
- ⑪入札により長期契約としているにも関わらず、毎年1年間の契約締結事務を行っているもの。

4 その他

(1) 旅行命令簿・復命書

旅行命令簿・復命書において、以下の留意すべき事項が見受けられた。

適正な事務処理をされたい。

- ①旅行命令書を支出負担行為何書綴に綴っているもの。
- ②旅行命令書の復命事項を詳しく記載していないもの。

(2) 文書管理事務

決裁日・施行日の記入漏れや決裁印漏れ、予算科目の節番号の誤り等、一部で不適切な事務処理が見受けられた。

今後、公文書の管理にあたっては、個人情報の管理に十分注意を払い、文書規程等に基づく適正な事務処理をされたい。

◎ 質問・要望事項等

1 総合政策部

【質問1】 泉大津フェニックスの現状（利用状況）と今後の活用について

(1) 埋立進捗及び土地竣工の状況

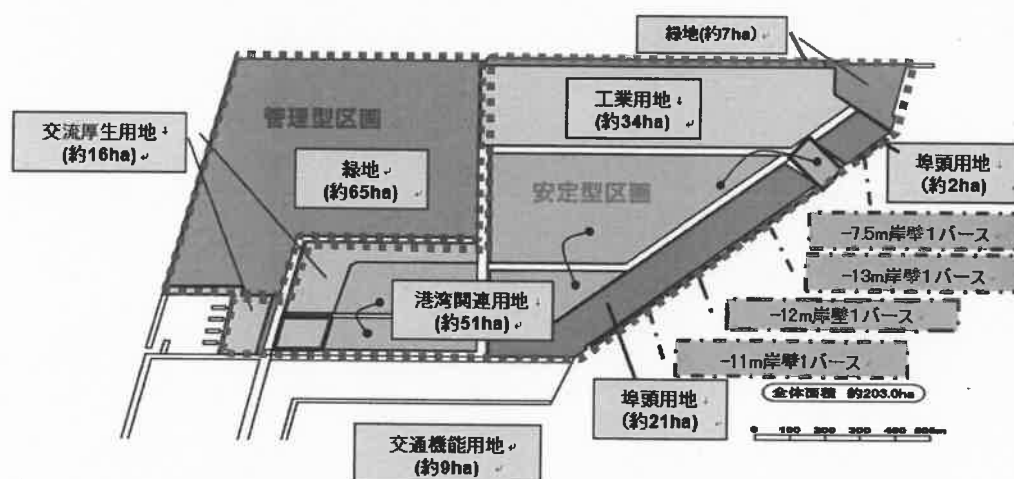
大阪湾圏域広域処理場整備事業における泉大津フェニックスの埋立進捗状況は、平成4年1月から埋立工事を開始して以来、令和2年11月末現在で管理型区画96.1%、安定型区画99.9%となっている。

管理型区画の埋立ては、平成14年3月末をもって廃棄物の受入れを終了しており、平成15年度から環境監視が行われている。安定型区画については、令和3年3月末で、廃棄物受け入れを終了する予定であり、令和3年4月以降、覆土用の土砂を搬入し、土地竣工に向けて、引き続き整備を行う予定である。

土地竣工状況について、安定型区画では埋立面積136haのうち令和2年3月までに計93haが竣工し、管理型区画では、埋立面積67haのうち52haが竣工しており、両区画合わせて竣工面積は145haとなっている。

なお、埋立計画では、工事完了が令和5年度末までとなっているが、産業用ガレキ、浚渫土砂等の受入量減少に伴い、埋立工事が遅れている状況であり、今後、期間が延長される可能性がある。

(2) 土地利用状況と今後の活用について



用 途	規模 (ha)	摘 要
埠頭用地	23	エプロン、荷捌き地等
港湾関連用地	51	保管施設等
交流厚生用地	16	商業、マリーナ用地
工業用地	34	工場用地等
交通機能用地	9	臨港道路
緑地	72	シンボル緑地等（内 25ha、再生可能エネルギー活用用地）

管理型区画については、引き続き、環境監視が行われ、環境基準を満たした後に、「最終処分場」としての役割を終え、緑地として整備される予定である。現在は緑地部分 65ha のうち約 25ha は再生可能エネルギー活用用地として、大規模太陽光発電施設（メガソーラー）が運用されている。約 10ha は、アスファルト舗装をした多目的広場、約 11ha は芝生が敷きつめられた多目的緑地として暫定的に活用している。当該地では、毎年、夏に野外コンサートが開催されているほか、自動車の走行試験や学生フォーミュラなどの会場としても利用されている。

安定型区画においては、部分竣功により順次、土地利用が進められており、工業用地 34ha のうち 5ha 部分において循環型社会に寄与するリサイクル関連企業の公募を行い、4 区画のうち 2 区画分の事業者が決まり、1 区画は令和 2 年 7 月に操業を開始している。今後の企業誘致については、社会経済動向等も踏まえながら、成長性の高い産業の誘致が行えるよう土地利用計画の見直しを含め、管理者である大阪港湾局と協議する予定である。

港湾関連用地では、竣功した土地から主に中古車の保管ヤードとして活用されている。堺泉北港は現在、中古車取扱量全国第 3 位を誇っており、今後も質の高い日本車の需要の伸びが見込まれることから、泉大津フェニックスを中古車の輸出拠点として機能集約・強化を図る計画である。

○ 堺泉北港の埠頭再編による内航 RORO 等の機能強化



「大阪“みなと”ビジョン（令和2年11月25日）大阪港湾局」より抜粋

（意見・要望）

泉大津フェニックスの管理者は、大阪港湾局であるが、企業誘致が順当に進めば、港湾地域の活性化及び市税の確保が図れることになる。

引き続き、大阪港湾局との協働のもと、泉大津フェニックスへの企業誘致及びイベント開催等に取り組まれない。

【質問２】ふるさと応援寄附事業の寄附金等の４年間の推移と評価と課題について

【寄附金等の４年間の推移】

	寄附件数（件）	寄附金額（円）
平成２８年度	１，７３５	１３７，２７８，０００
平成２９年度	１，７０７	１５６，６１２，００８
平成３０年度	２，１５５	１７０，８４２，１００
令和元年度	１４，３７２	４６２，２４３，４００
令和２年度	１６，３３８	５５０，７７３，７４９

※令和２年度は１２月末現在。

【評価】

平成２９年４月の制度変更により寄附金額への影響も考えられたが、大きな影響を受けることなく、件数及び金額ともに順調に推移している。

令和元年６月に「さとふる」「楽天」、さらに１０月には「ふるなび」とポータルサイトを４つに拡充したことにより、寄附者の利便性の改善が図られ、寄附金の増額につながっている。

令和２年度においては、新型コロナウイルス感染症の影響も懸念されていたが、４月当初から４つのポータルサイトで運営していること、新型コロナウイルス感染症の影響で在宅の時間が増え、ふるさと納税への関心が高まったなどの要因から、目標額である４億８，０００万円を１２月末時点で大きく上回っている状況である。

ふるさと応援寄附を通して、歳入の確保及び地元産品等のＰＲと販売促進が図られ、地元経済の活性化にもつながっていると考えている。また、地元の特産品である返礼品を寄附者の方へ届けることにより、市の魅力を市外に発信していく施策の一つとしても重要な役割を担っていると考えている。

【課題】

本市のように、返礼品で人気の高い肉、米や魚介類といった食品の特産品がない都市部の自治体にとっては、いかに魅力のある返礼品を充実させていくかが課題であると考えている。

今後も、自治体間での競争は継続することから、国のルールに則りながら、市内の協力企業、新たな返礼品の掘り起こしなど、さまざまな促進策を進めていくことにより、寄附金の確保に努めていく。

(意見・要望)

ふるさと納税については、制度見直しがあり、返礼品は地場産品とすることや返礼割合3割以下とすることなどの基準に適合する地方団体を総務大臣が指定するものとなり、各自治体の工夫が一層求められるようになってきている。

そのような中、本市は各種ポータルサイトを活用し、また、地元産品等の返礼品の提供などにより、ふるさと納税による寄附金額は増加しているが、今後も各自治体間の競争は激化していくことが予想される。

引き続き、市の魅力を発信し、時代のニーズを捉えた本市独自の返礼品の選定を行うなど、継続的に寄附確保できるよう努められたい。

【質問3】地域防災力向上について

- ・防災力向上のための訓練やその他の取組みの概要について
- ・訓練参加者の属性について
- ・参加者を増やすための取組みについて
- ・防災における SNS の活用状況と今後の取組みについて

【防災力向上のための訓練やその他の取組みの概要について】

- ・訓練の概要
「別紙1」参照
- ・その他の取組みの概要
「別紙2」参照

【訓練参加者の属性について】

避難所開設運営訓練で運営側の市職員・住友ゴム社員を除くと、参加者の平均年齢は約67歳、年代別では70代が約半数、60代が約1/4を占め、その他の年代が残る1/4となっており、男女別では、男性が約3/4で女性は1/4となっている。

また、団体別の属性では、校区内の自主防組織が約8割、それ以外の企業・学校等が約2割の参加となっている。

これらの理由については、本年度の訓練は、密を避けるため自主防災組織を主体として募集したためである。今後は若い年代や女性など多種多様な市民の訓練参加を促す方法について検討する。

【参加者を増やすための取組みについて】

今後は、スマホ等を活用して、時間や場所にとらわれない訓練の方法について検討する。

その理由については、コロナ禍が収束しないなか、これまでの訓練方法では参

加者増どころか開催すら見込めないためである。

長年、参加者の偏りは課題となっており、抜本的な改善策を検討する。

【防災における SNS の活用状況と今後の取組みについて】

「別紙 3」 参照

(意見・要望)

近年、災害は多様化・大規模化しており、地域防災力の向上が重要な課題となっている。地域防災力の長期維持のためには、若い世代の防災訓練参加・情報発信が重要となるが、現状の防災訓練の参加者は高齢者が多くを占めている。

地域防災力の長期維持のため、より一層 SNS 等の活用により若い世代に働きかけ、防災機能の充実に努められたい。

また、コロナ禍における災害対応策及び避難所運営システムを策定し、市民への周知に努められたい。

地域防災力向上のための訓練やその他の取組みの概要について

○訓練

名 称	時 期	場 所	参加対象	参加者数	狙 い	内 容	特 色
地域防災 訓練	R2.10.25 (日)	上條小学校	上條校区自治会・自主防 災組織 自主防連 NPO泉大津自主防災会 上條小学校 和泉保健所 消防本部消防団 応援職員	104人	避難所開設時の住民の安全 な避難とコロナ感染症対策 の両立。実施にあたっては 密を避けながら体験できる よう事前申込制により参加 人数を調整。参加者を数グ ループに分け、ローテー ションで全員が7種類の訓 練等を体験する。	受付訓練 シェイクアウト訓練 避難スペース確保訓練 簡易トイレ開設訓練 段ボールベッド開設訓練 消火訓練 炊出し展示	保健所の参加を得 て感染症予防対策 に関する意見を聴 取した。 入庁1年の市職員 と自主防連役員が 連携して、受付を 実施した。
避難所開 設運営訓 練	R2.11.11 (水)	住友ゴム工 業(株) 泉大津工場	戎校区自主防災組織 自主防連 戎小学校 住友ゴム工業 淀川製鋼所 特別養護老人ホーム美休 応援職員	113人	避難所開設のニューノーマ ルの検証。同工場職員・市 職員・地域住民の三者が協 働し避難所開設や高齢者・ 若い女性・子供連れなど多 様な避難者ニーズの検証を 行う。	受付開設訓練 シェイクアウト訓練 避難スペース確保訓練 簡易トイレ開設訓練 段ボールベッド開設訓練 車中泊避難訓練 炊出し展示 浴場見学	入庁1～2年の市 職員と住友ゴム社 員が連携して、受 付を開設し受付を 実施した。 女性防災士やジェ ンダー研究家を招 き多様な避難者の ニーズを検証し た。

【地域防災力向上のための訓練やその他の取組みの概要について】

○その他の取組み

名 称	内 容	狙 い	関係団体
防災協定の締結	避難者を市の指定避難所で収容しきれない場合、市内企業の施設などを活用し、「3密」を回避する分散避難を実施 大規模災害時、段ボールベッド、段ボールパーティション等の搬送と組立指導要員の派遣	コロナ禍における「3密」を回避する多様な避難所を確保すること 避難所における感染防止、避難環境の改善、スムーズな組立の実施	住友ゴム工業、ナフコ、車谷環境整備 ホテルきららリゾート、ホテルレイクアルスター
備蓄物品の整備	感染拡大防止の物品を避難所用に調達し備蓄	避難所での感染拡大を防止すること	Jパックス、セッツ
情報弱者への情報伝達	高齢者が使い慣れたテレビとＩＴ機器（まごチャンネル）とを用いて、高齢者に情報を伝達	「情報弱者」とされるインターネットを使わない高齢者に必要な行政情報を届けること	チカク、社協
分散備蓄	感染防止用品を含めた物品を各指定避難所に分散させて備蓄	不足する備蓄場所の確保、及び避難所で使用する物品を搬送することなく、スピーディに避難所を開設すること	各小中学校
啓発グッズ	津波避難訓練の代替案として、津波浸水区域の生徒や園児に津波避難を啓発する内容が記載されたシールやマグネット等を配布	津波の可能性がある地震が起きた場合の避難方法についての理解を促すこと	小中学校・幼稚園・こども園・保育所
地区防災計画	計画の策定を支援し、地区の防災力を向上	地域コミュニティにおける自助、共助による防災活動を推進させること	戒西地区（自主防、企業、小学校、こども園）

【防災におけるSNSの活用状況と今後の取組みについて】

○活用状況

		緊急度低	緊急度高
項 目	台風接近・台風への備え 訓練実施の周知	避難所の開設 コロナ注意喚起	
掲載内容の一例 凡例 F:Facebook L:LINE Y:YouTube	R1.7 協定締結（ドローン）	F	R1.8 自主避難所の開設 F
	R1.8 台風10号への備え	F	R1.10 自主避難所の開設 F
	R1.10 台風19号への備え	F.L	R2.5 市長メッセージ（コロナ対策） F.L.Y
	R1.11 情報伝達訓練のお知らせ	F.L	R2.7 市長メッセージ（コロナ対策） F.L.Y
	R1.12 情報伝達訓練のお知らせ	F.L	R2.8 市長メッセージ（コロナ対策） F.L.Y
	R2.9 880万人訓練のお知らせ	F.L	R2.9 市役所閉庁（爆破予告関連） F.L.
	R2.10 避難行動判定フローの確認	F.L	R2.11 市長メッセージ（コロナ対策） F.L.Y
	R2.11 避難所訓練実施のお知らせ	F.L	R2.12 市長メッセージ（コロナ対策） F.L.Y

○今後の取組み

		緊急度低	緊急度高
項 目	災害への備え（台風接近・備蓄品） 家族防災会議のすすめ	避難所の混雑状況 市内の危険箇所情報 緊急メッセージ	
伝達方法	Facebook LINE	B A K A N（検討中） Facebook LINE Youtube	

2 総務部

【質問1】 今後の財政運営について

(1) 令和2年度以降の市税収入における新型コロナウイルス感染症の影響についての市の見解について

令和2年度の税収については、令和2年11月末現在の収入状況等に基づいた見込みになるが、新型コロナウイルス感染症緊急経済対策における税制上の措置である徴収の猶予制度の特例適用による1億8千万円程度の減収、法人の減収減益に伴う法人市民税の減収等により、令和元年度決算比で大幅な減収を見込んでいる。

また、令和3年度の税収については、令和2年度よりも新型コロナウイルス感染症の影響を色濃く受けることは間違いなく、さらに大幅な減収を見込んでおり、令和2年度当初予算比で、個人市民税は「約8%」減としている。次に、法人市民税は「約25%」減としている。最後に固定資産税・都市計画税は「約6%」減としており、新型コロナウイルス感染症の影響を受けた中小企業者への支援策である事業用家屋及び償却資産の軽減措置による減収に加え、固定資産税（土地）の負担調整措置、企業の設備投資の減少等を見込み算定している。なお、他の税目に比べ新型コロナウイルス感染症の影響は少ないものの、軽自動車税についても環境性能割の臨時的軽減の延長による減収を見込んでいる。

令和4年度以降の税収については、経済状況の先行きが不透明であり、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない状況下で、令和元年度と同程度の税収まで回復するには相当の期間を要するものと考えている。

(2) 令和3年度からの新たな財政運営基本方針策定の進捗状況と大枠の内容について

新たな財政運営基本方針策定の進捗状況については、今年度中にお示しする予定である。

大枠の内容としては、まず、現行計画における実質収支の推移や財政健全化指標等の推移について分析・評価を加えた上で、各課から聴取した令和3年度から向こう5年間の歳出決算見込並びにそれに伴う補助金などの特定財源及び市税収入見込みを基にして、収支を見通したうえで、それらに関連する「基金残高」、「地方債残高」、「土地開発公社保有残高」、「健全化指標」の推移を見込むものである。

なお、収支見通し等の算定にあたっては、現時点で見込み得る事業を基に算定している。

(意見・要望)

新型コロナウイルス感染症の影響により、市税が減収となることは容易に予測できるところである。交付税の増加も見込まれるが、この市税の減収に対応するためには、より一層の財産活用及び施設維持の効率化等を図ることが重要である。

引き続き、適正かつ持続可能な財政運営に努められたい。

【質問 2】 公共施設適正配置計画の進捗状況と課題について

当該計画の進捗状況については、庁内の検討体制において各施設の進捗状況や、課題などを共有し、計画全体の進捗確認を行っているところであり、第 1 期においては、就学前施設・消防施設の統合、条南小学校・汐見市営住宅の大規模改修、保健センターの改修など当該計画に沿って取組みを進めており、条東小学校・小津中学校の大規模改修は第 2 期での完了を予定している。

また、統合や複合化としている施設については、複数施設にまたがることによる施設間や利用者との調整などが必要となり計画通りに進んでいないことから、それら施設の推進をいかに図っていくかが今後の課題である。

【質問 3】 市有財産の有効活用への取組と成果について

未利用地の状況については、行政財産としての役割を終え、普通財産となった用地のうち、利活用が見込めないものについては、売却を進めるとともに必要に応じて貸付を行うなど利活用を図っている。

また、施設の統合などにより生じる未利用地等の利活用については、全庁横断的な検討を行っており、消防出張所の消防団屯所への転用、宇多保育所跡地の公園整備などを進めているところである。

今後も公共施設適正配置計画の推進により未利用地等の発生が予想されることから、さらなる有効活用を図っていく必要がある。

【令和元年度 実績】

売却状況	7 件	15,533,819 円
貸付状況	16 件	7,210,489 円

(意見・要望)

質問 2 と 3 を統合し意見・要望

公共施設適正配置計画の第 1 期において完了予定の事業が未完となり、第 2 期の計画で改めて検討が必要となるものもある。完了時期が先送りになれば、以後の事業着手に影響を与える可能性があり、施設配置や老朽化への対応、費用平準化が適時に図れない可能性もある。

施設統合や複合施設等の配置及び施設の地域移管のように、関係者及び地域との調整に時間を要することが明らかなものについては、早期に対応に着手し、計画期間内に事業が遂行できるよう留意されたい。

また、新型コロナウイルス感染症の影響や少子高齢化の進展により、今後の市税収入は減少することが予想されることから、引き続き、未利用・低利用財産については、歳入確保の観点から利活用を進められたい。

3 健康福祉部

【質問1】 指定管理施設（総合福祉センター）の管理について

（1）指定管理者の選定方法と応募者を増やすための取組について

指定管理者の選定方法については公募により実施した。応募者から申請書として提出される書類やプレゼンテーション等の内容を指定管理者選定委員会が審査している。施設の利用者の平等な利用が確保されているか、施設の設置目的及び市の運営方針に沿っているか、施設の管理を適正かつ確実に実施するために必要な財産的基礎及び人材構成を有しているかを審査している。

応募者を増やすための取組みとしては、市内の社会福祉法人（12法人）に公募にかかる案内を送付したほか、ホームページに募集の案内を掲示した。

（2）指定管理料の積算方法について

積算根拠資料は給料・賃金・需用費などの項目ごとに分け、提出させている。泉大津市社会福祉協議会からの要求額に対し、市が査定を行い、指定管理料を決定している。

（3）利用者の状況（居住地・年齢等）及び利用者の増加や満足度向上のための取組について

別紙1のとおりである。

（4）指定管理者から第三者への委託及び委託手続きについて

あらかじめ市へ書面で第三者への委託にかかる承認の申請書と委託先との契約書の写しを提出させている。

（5）指定管理者の監督をどのようにしているのか

年に1回福祉センターの事業まとめを提出させ、講座の開催回数や利用者の数を把握している。また、年に1回、監査を実施し適正な事業運営ができているか確認を行っている。改善すべき事項がある場合には、速やかに是正し、適正な事務処理を行うよう指導している。

(6) 指定管理者の収支報告の検証をどのようにしているか

事業年度終了後に収支報告を受け、年度末に指定管理料の精算を行っている。

また、年に1回の監査を実施した際に、請求書、領収証等の確認も行っている。

(7) 法定点検（建築物・消防設備）で指摘されている事項はないか。

別紙2のとおりである。

(8) 貸与物品の管理方法について

物品購入費については指定管理料に含まれている。指定管理者が備品を購入し備品台帳に記入している。年に1度は備品台帳と現物を突合している。

(9) 中長期的な大規模改修・更新計画を策定しているか

泉大津市公共施設適正配置基本計画の第2期（令和4年度～令和8年度）において大規模改修を予定している。工事内容としては、屋外防水・外壁塗装などを予定している。

(10) 自主事業を許可しているか

福祉センターの設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、指定管理者の責任と費用において、自主事業を許可している。

(意見・要望)

指定管理者に支払う毎年の指定管理料の設定は、所管課が工数等を見積もったうえで積算した金額ではなく、指定管理者による見積額を市が査定し決定していた。

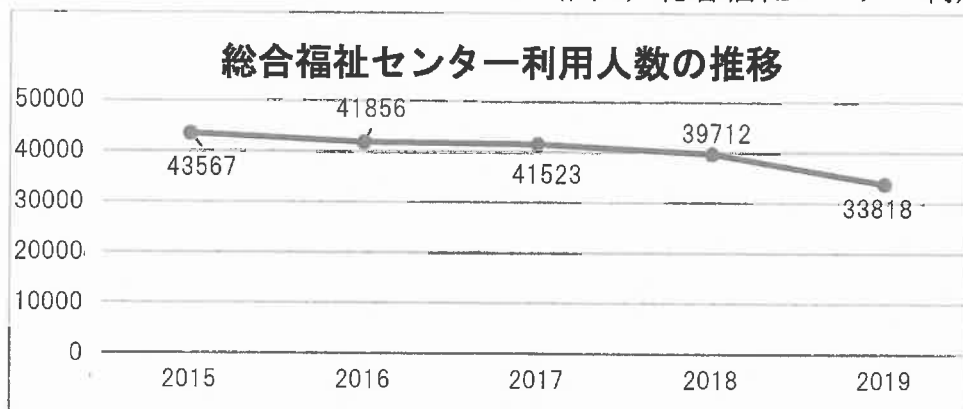
指定管理料の設定に当たっては、所管課が指定管理業務の工数を見積もる等の積算方法についても検討し、適切な指定管理料の査定に努められたい。

・利用者の状況（居住地、年齢等）及び利用者の増加や満足度向上のための取り組みについて

1. 利用者の状況等について

総合福祉センターの利用者状況については、泉大津市内の60歳以上の人が対象であり、年間約4万人が利用している。

（図1）総合福祉センター利用者の推移



また、（図1）「総合福祉センター利用人数の推移」に示したように、2015年度の約4万4千人を境に毎年徐々に下降傾向にあるが、その理由としては、

①自主グループである各クラブ員の高齢化による廃部（4クラブ）

②2階フリースペース及び無料入浴（常連）利用者の高齢化による介護保険施設等への移行などが主な理由である。

2019年度の利用者が約3万4千人と2018年度と比べて約5千9百人の減になっているのは、下半期で新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、2020年1月頃より総合福祉センター利用を控える方々が出てきたことと、3月からはすべての事業を自粛したことが主な要因である。

2. 利用者の増加満足度向上への取り組み

総合福祉センターでは、利用者の満足度向上等の実現のために下記のとおり取り組んでいる。

- （1）総合福祉センター運営委員会
- （2）クラブ交流会
- （3）利用者アンケート

具体的には、

（1）総合福祉センター運営委員会は、社協の役員、センターの利用者の代表、泉大津市の職員並びに学識経験者で構成されており年間2回以上開催し、①事業計画・報告、②施設の管理と活用、③各種講座及びクラブの設定、④自主活動の育成、⑤その他センターの運営に必要な事項について、意見等をいただきながらより良い管理運営と利用者への満足度向上等に努めている。

(2) クラブ交流会は、総合福祉センターを拠点に活動されているクラブ(21クラブ)の代表者等で構成され、各クラブ同士の交流や意見交換をはじめ、公共施設を利用しているうえでの社会貢献などを話し合うほか、総合福祉センター利用上の意見等もいただきながら利用者への満足度向上等に努めている。

(3) 利用者アンケートは、各種講座や行事開催時に実施し、利用者ニーズ等の把握に努め、次回以降の講座内容の設定等に役立てている。

その他、日常から総合福祉センター窓口業務を通じ、顕在化しているニーズはもちろんのこと、潜在化している利用者ニーズの把握にも努め、高齢者や障がい者が安心安全に利用ができるよう可能なことから取り組んでいる。(新規クラブの立上げ支援、2階フリースペース活用として健康マージャンの導入、ヘルストロンの入替、無料入浴時の看護師常駐など)

また、総合福祉センターの利用者が性別や年齢を超え親睦を深められるよう様々な機会を利用して、それぞれのコミュニティ形成にも取り組んでいる。

- ・法定点検（建築物、消防設備）で指摘されている事項はないか。
（点検結果を 2 回分確認したい）

1. 消防法関係

（1）消防用設備点検 （委託業者 オーツ防災設備(株)）

【実施時期等】 2 回/年 機器点検・総合点検

【対象】①消火器具、②室内消火栓設備、③非常用放送設備、④避難器具、⑤誘導灯及び誘導標識

⑥非常電源（自家発電設備）、⑦防排煙設備（防火扉）

※不適合箇所 1 か所有り

【⑥非常電源（自家発電設備）の負荷運転試験については、今般の法律改正に伴い新たな基準での負荷運転試験が必要となったことから指摘を受けた】

⇒ 今年度中に実施予定

※その他は【全て適合】

（2）防火対象物定期点検 （委託業者 オーツ防災設備(株)）

【実施時期等】 1 回/年

※不適合箇所無し

2. 電気事業法関係

・自家用電気工作物保安管理業務 （委託業者 (株)エイビック）

【実施時期等】 6 回/年 月次点検 、 1 回/年 年次点検

※不適合箇所無し

3. 建築基準法関係

①エレベーター保安管理業務 （委託業者 (株)エイビック）

【実施時期等】 12 回/年 月点検

※不適合箇所無し

②簡易水道水質検査 （大阪防疫協会）

【実施時期等】 1 回/年

※不適合箇所無し 【適合 判定 A】

③受水槽、高架水槽清掃業務 （委託業者 (株)サニコン）

【実施時期等】 1 回/年 水槽内清掃

※不適合箇所無し

④自動ドア保守業務 （委託業者 ナブコドア(株)）

【実施時期等】 4 回/年 3 ケ月点検

※不適合箇所無し

4. 公衆浴場法

・浴槽水質検査（泉佐野保健所）

【実施時期等】 1回/年

【検査内容】 ①濁度、②過マンガン酸カリウム消費量、③大腸菌、④レジオネラ菌

※不適合箇所無し 【適合】

5. その他

①ろ過器及びその付帯設備点検委託（委託業者（株）ノーリツ）

【実施時期等】 4回/年 3ヶ月点検

※不適合箇所無し

②スカイウェル保守点検業務委託（委託業者（株）サンオート）

【実施時期等】 1回/年 年次点検

※不適合箇所無し

【質問2】 高齢者の介護予防事業と新型コロナウイルス感染対策の現状について

(1) 高齢者の介護予防事業と新型コロナウイルス感染対策の現状

令和2年度の介護予防事業については、以下のとおり。

①楽笑会としては、市内の長寿園等で実施したが、緊急事態宣言や大阪府の自粛要請中は中止。

- ・7月からは、施設の定員規模に合わせた人数制限及び電話予約制に変更
- ・運動強度も少し軽減

②自主サークル活動の支援としては、緊急事態宣言や大阪府の自粛要請中は注意喚起を行う。

- ・ほとんどが休止。解除後もグループを分散させたり、時間短縮をするなど、感染対策を講じながら、実施
- ・活動状況のアンケート調査を実施

③筋力レベルアップ講座(定員23名)としては、全8回を2クール実施。

- ・1クール目・・・11月2日から開始するも4回目から延期。
- ・2クール目・・・1月25日から開始予定

④ラジオ体操(定員30名)としては、6月25日(もんとぱーく)に実施。

11月25日(もんとぱーく)は中止。

⑤はじめてダンス(定員35名)は、1月13日から開始予定(全8回)

⑥把握訪問は、9月から11月にかけて75歳高齢者を対象に家庭訪問実施。

⑦フレイル測定会としては、12月1日(総合福祉センター)は中止。3月5日(総合体育館)は実施予定。

*自粛要請等を受け、HPにおいて、「コロナに負けるな」のシリーズ動画を作成や寄贈をうけた脳トレの本を自主サークル等に配付、また、緊急事態宣言中は、FMいずみおおつの協力を得て、ラジオでお口の体操を放送するなど、自宅でできる介護予防の普及啓発を実施。

また、1月6日からは、平日の3分間で介護予防に関する情報提供の番組を放送。

(2) 地域における医療・介護の連携状況(在宅医療・介護連携の推進事業)について

在宅療養者の生活の場で医療と介護を一体的に提供するため、在宅医療・介護連携コーディネーターを地域包括支援センターに配置し、泉大津市医師会等との協働により日常の療養支援、入退院支援、急変時の対応、看取りの4つの場面において、医療と介護が連携しサービス提供体制の整備に取り組んでいる。

(会議等)

- ①イカロスネット準備会（医療介護地域推進ネット準備会）（年3回）
事業の骨子・目標の設定、事業実施全体のマネジメントの実施。
- ②地域医療ケア検討会（年2回）内1回中止
地域医療・介護に関する課題の検討、提供体制の構築。
- ③イカスミ（医療介護地域推進ネット世話人会）（年3回）
在宅医療・介護連携推進事業の取組み内容の決定・実行・報告・評価等、事業全体の情報共有・進捗確認の実施。
- ④在宅医療推進協議会（年2回）
保健所からの情報提供と情報交換の実施。（年2回）
- ⑤在宅医療・介護連携コーディネーター広域会議（年2回）
保健所管内において情報共有と交換、課題の検討及び提供体制の構築。
（研修等）
- ①イカロスネット懇親会（年2回）中止
医療、介護の専門職が研修を通し「顔の見える関係」を構築する。
- ②研修会（iZak、イカロスネット）（年4回）内3回中止
医療、介護の知識を深めるため、それぞれのテーマに沿った研修会を各2回開催。
- ③市民向け講座（出前講座）（今年度1回開催予定（Zoomを使った遠隔講座））
地域住民に対し在宅医療や介護サービスに関する講座を開催。

(意見・要望)

新型コロナウイルス感染症の影響により、各種の介護予防事業（健康増進等）が中止となっている。しかしながら、高齢者の健康維持・増進は、市民の福祉の向上及び健康寿命の延伸につながる重要なものであり、感染防止対策等の工夫により継続することの意義は大きいと考える。

インターネットやラジオ等の活用及びより一層の工夫により、コロナ禍においても効率的・効果的な情報・住民サービスの提供に努められたい。

【質問 3】 生活保護の動向について

(1) 生活保護件数及び保護費の5年間の推移について

生活保護件数及び保護費の5年間の推移については、平成20年9月に起こったリーマンショック以後、急激な伸びを見せたが、平成26年をピークに平成27年以降は減少傾向にある。(別紙3、4参照)

保護人員に関してであるが、高齢者の占める割合が平成27年度には約38%であったが、令和元年度においては約47%と約半数となっており、今後この割合が増加するものと予測される。高齢者の割合が増加することによって、医療費の増加が見込まれる。

今年度は新型コロナの影響で受診控えも見られ、医療費は昨年度を下回ることになりそうである。医療費以外の扶助費に関しても、現時点では昨年度を下回っている。

今年度の保護申請数についてであるが、平年並みで新型コロナの影響は今のところ無く、近隣市においても同様の傾向となっている。ただ、今後については、現在の状況から影響は生じてくると思うが、どの程度になるか予測ができない。

(2) 保護の適正化と自立支援の取組について

つぎに、保護の適正化と自立支援の取り組みについてであるが、就労支援事業を例に挙げると、この事業の対象となるのは母子世帯、傷病世帯、その他世帯が多くを占めている。これらの世帯数の推移を見てみると、平成27年度と比較し、2～3割程度減少している(別紙3参照)。

先にも述べたように、高齢世帯の割合が増加していることから保護全体では大きな減少とはなっていないが、母子世帯、傷病世帯、その他世帯の減少は明らかであり、事業の効果が生じていると考える。

その他、生活保護適正実施推進事業として、健康管理支援事業、年金未受給者支援に係る事業等も実施しており、保護の適正化と自立支援に取り組んでいる。

(意見・要望)

生活保護件数及び保護費は減少傾向にあるが、高齢化の進展及び新型コロナウイルス感染症の影響により、今後、高齢者のみならずあらゆる世代による保護申請が増加し、扶助費が増加する可能性があることから、より一層、若年世代の被保護者の自立を促すことの重要性が増してくると考える。

引き続き、適正な生活保護を実施するとともに、自立支援に取り組むための体制強化に努められたい。

○生活保護世帯・人員の推移

「各年度末の数値」

(単位：世帯、人)

		H27		H28		H29		H30		R1		
			増減		増減		増減		増減		増減	
高齢	世帯		629	27	662	33	683	21	696	13	723	27
	人員		695	38	722	27	744	22	762	18	782	20
母子	世帯		130	△ 6	117	△ 13	102	△ 15	97	△ 5	92	△ 5
	人員		359	△ 34	326	△ 33	288	△ 38	266	△ 22	262	△ 4
障害	世帯		134	11	121	△ 13	128	7	142	14	146	4
	人員		177	6	152	△ 25	156	4	173	17	177	4
傷病	世帯		193	△ 13	182	△ 11	167	△ 15	158	△ 9	136	△ 22
	人員		256	△ 6	247	△ 9	226	△ 21	214	△ 12	177	△ 37
その他	世帯		179	△ 21	167	△ 12	154	△ 13	150	△ 4	141	△ 9
	人員		354	△ 6	326	△ 28	286	△ 40	283	△ 3	263	△ 20
合計	世帯		1,265	△ 2	1,249	△ 16	1,234	△ 15	1,243	9	1,238	△ 5
	人員		1,841	△ 2	1,773	△ 68	1,700	△ 73	1,698	△ 2	1,661	△ 37

※世帯数及び人員は行政報告例より

保護費の推移

決算額	平成27年度	増減額	伸率	平成28年度	増減額	伸率	平成29年度	増減額	伸率	平成30年度	増減額	伸率	令和元年度	増減額	伸率
生活扶助費	3,032,437	△ 8,483	△ 0.3	2,944,501	△ 87,836	△ 2.9	2,948,248	3,847	0.1	2,879,269	△ 68,979	△ 2.3	2,914,720	35,451	1.2
住宅扶助費	944,641	△ 44,028	△ 4.5	927,223	△ 17,418	△ 1.8	890,636	△ 36,587	△ 3.9	842,330	△ 48,306	△ 5.4	796,852	△ 45,478	△ 5.4
教育扶助費	482,731	705	0.1	461,980	△ 20,751	△ 4.3	452,941	△ 9,039	△ 2.0	449,862	△ 3,079	△ 0.7	450,000	138	0.0
医療扶助費	22,431	844	3.9	21,235	△ 1,196	△ 5.3	19,649	△ 1,586	△ 7.5	14,636	△ 5,013	△ 25.5	12,668	△ 1,968	△ 13.4
介護扶助費	1,504,102	35,937	2.4	1,454,499	△ 49,603	△ 3.3	1,493,933	39,434	2.7	1,487,609	△ 6,324	△ 0.4	1,577,416	89,807	6.0
出産扶助費	35,797	△ 1,316	△ 3.5	37,873	2,076	5.8	39,768	1,895	5.0	40,743	975	2.5	38,982	△ 1,761	△ 4.3
出産扶助費	188	△ 161	△ 46.1	469	281	149.5	0	△ 469	皆減	0	0	-	0	0	-
生業扶助費	10,980	1,831	20.0	9,870	△ 1,110	△ 10.1	9,040	△ 830	△ 8.4	9,110	70	0.8	6,906	△ 2,204	△ 24.2
葬祭扶助費	6,185	1,210	24.3	6,218	33	0.5	7,633	1,415	22.8	5,631	△ 2,002	△ 26.2	6,029	398	7.1
施設事務費	21,262	△ 1,880	△ 8.1	20,783	△ 479	△ 2.3	26,812	6,029	29.0	27,776	964	3.6	24,341	△ 3,435	△ 12.4
小計	3,028,317	△ 6,858	△ 0.2	2,940,150	△ 88,167	△ 2.9	2,940,412	262	0.0	2,877,697	△ 62,715	△ 2.1	2,913,194	35,497	1.2
支援給付費	2,504	△ 190	△ 7.1	3,267	763	30.5	6,727	3,460	105.9	0	△ 6,727	皆減	0	0	-
住宅手当	1,441	△ 1,357	△ 48.5		△ 1,441	皆減	0	0	-		0	-		0	-
就労自立給付金	175	△ 88	△ 33.5	1,184	1,009	576.6	1,109	△ 75	△ 6.3	472	△ 637	△ 57.4	926	454	96.2
進学準備給付金										1,100	1,100	皆増	600	△ 500	△ 45.5

【質問4】 児童虐待について

(1) 児童虐待の現状（相談・通告・緊急一時保護件数の3年間の推移）と対応、今後の傾向及び予防の取組について

	相談	通告	一時保護
平成29年度	51件	31件	6件
平成30年度	110件	38件	5件
令和元年度	238件	51件	5件

通告を受けてから48時間以内の現認を実施し、必要に応じて岸和田子ども家庭センターへ児童の一時保護を依頼している。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で外出自粛等が継続する中、虐待のリスクも高まり、通告件数が増加している。一時保護が解除されて家庭引取りになる際は、岸和田子ども家庭センターを含めた関係機関によるケース会議を適時実施し、虐待の再発防止に努めている。

(2) 「市町村子ども家庭総合支援拠点」の現状の取組について

子ども家庭総合支援拠点として、子どもが心身ともに健やかに育成されるよう、子ども及び妊産婦の福祉に関し、必要な実情の把握に努め、情報提供を行い、家庭その他からの相談対応等を行っている。また、令和3年1月には、環境整備として、庁内子育て応援課横にプライバシーに配慮した相談ブースを設置し、妊産婦からの切れ目のない継続的な支援を行うことができる体制を、より一層整えとところである。

(意見・要望)

新型コロナウイルス感染症の影響による在宅勤務や外出自粛により、親が在宅となる機会が増え、児童虐待に関する相談等が増加しており、虐待予防のために親世代への十分な支援体制が必要と考える。

引き続き、きめ細やかな相談対応に努めるとともに、相談者等に適切なサービスを提供できるよう体制強化に努められたい。

4 都市政策部

【質問1】 市民会館等跡地の基本設計の概要及び実施計画についてのスケジュールと現在の進捗状況について

市民会館等跡地の基本設計の概要としては、市民会館等跡地活用基本計画及び市民ワークショップの意見等を踏まえ、芝生広場を中心に雨天でも活動でき、芝生広場も一体で活用できるイベント等も想定した建物を整備する内容となっている。

実施設計のスケジュールについては、基本設計の進捗にあわせ、一部可能な作業を並行しつつ、最終的には、基本設計完了後、令和3年3月に完了する予定である。

現在の進捗状況については、市民ワークショップを3回実施し、現在、これまでの意見等を踏まえた内容について、第4回目のワークショップの準備を行っているところである。最終的には、第4回目のワークショップによる市民意見等を踏まえ、設計図面等のまとめを行う。

（意見・要望）

少子高齢化、人口減少が進展するなかで、泉大津市民がまちへの愛着と誇りを持てるような市民活動の場として公園や健康増進に関する公民連携施設等が整備される予定となっている。

引き続き、市民・企業参加型のワークショップ等により市民会館等跡地のあり方に関する意見を募り、近隣住民の理解と協力を得て、多くの市民に利用される泉大津を代表する魅力的な施設となるよう調整に努められたい。

市民会館等跡地活用基本計画について

□ 泉大津市のまちづくりの基本的な考え方

◆成熟社会における将来を見据えた本市のまちづくりの基本的な考え方

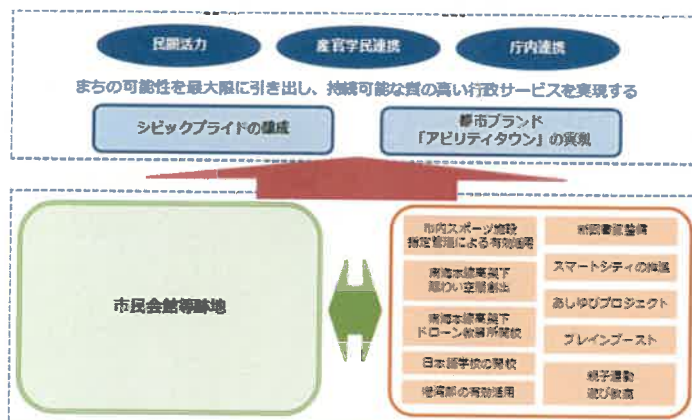
少子高齢化、人口減少が進み成熟期を迎えた現代において、多様化・複雑化する地域のニーズ・課題に対応するため、行政サービスをどう再構築し、地域の将来をどのように描くのかを考えていくことが、非常に重要である。

このような社会情勢を踏まえ、多様な主体の集積・連携をもとに、まちの可能性を最大限に引き出し、持続可能な質の高い行政サービスを実現することをまちづくりの基本方針とし、その実現に向け、市民一人ひとりが能力、技量、才能を伸ばすとともに、泉大津市民としてまちへの愛着と誇りを持つシビックプライドの醸成を図ることが必要である。

そのため、身体及び認知機能など、人が本来持っている能力を広く「アビリティ」と捉え、今後の本市のまちづくりにおいて、都市ブランドとしての「アビリティタウン」の実現を目指す。

◆本市における具体的な取り組みと市民会館等跡地の活用

本市では、まちづくりの基本的な考え方をもとに、既に様々な取り組みを推進しており、市民会館等跡地の活用についても、基本的な考え方を実現するための重要な取り組みの1つとして位置付け、既存の取り組みとの一体的な推進を図る。



□ 計画対象地における事業コンセプト

1. 基本方針

まち全体の魅力向上と都市ブランド「アビリティタウン」の形成を先導する

（１）市民の健康増進、QOLの向上、健康寿命の延伸を実現する拠点の形成

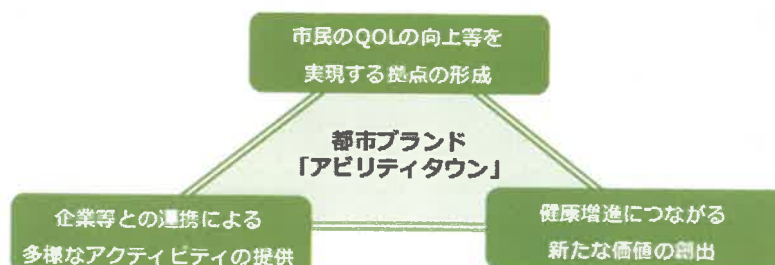
公園や公民連携施設を整備し、賑わいを創出し、市民や来街者の交流を通じて、健康増進やQOLの向上などを実現する拠点を形成する。

（２）企業や大学・研究機関との連携による多様なアクティビティの提供

訪れた人々がそれぞれの目的や健康状態に合った楽しみ方が実現できる環境をつくる。

（３）健康増進につながる新たな価値の創出

市全体を新サービスや製品の検証を行うための社会実験の場として位置付け、計画対象地から市民の健康増進に繋がる新サービスや製品に関する実証事業を実施できる環境を整備する。



2. 事業コンセプト

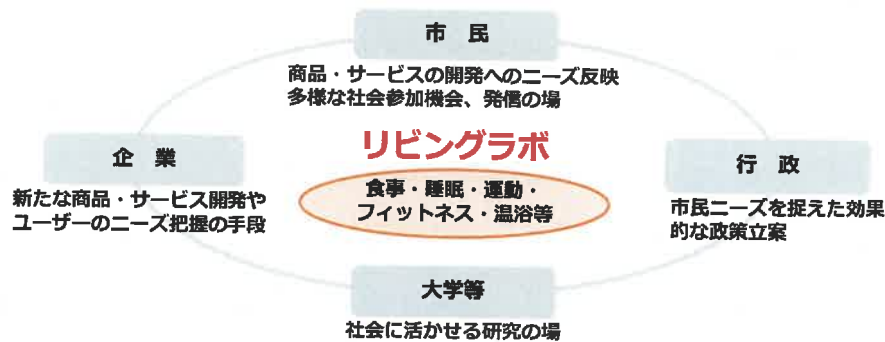
アクティビティに溢れた「心と身体を整える」空間の形成と市民共創による泉大津発の新たな価値の創出

(1) “効果はあるが普及のためには実証が必要な技術”を確かなサービス・製品に変える

泉大津版リビングラボの推進

～未来の主流となり得るサービス・製品の集積と市民の体験を通じた実証事業の展開～

健康増進や機能回復に効果があるとされながらも科学的な効果検証に至っていないが、今後成長・発展が期待されるサービスや製品を集積し、泉大津市をフィールドとした市民や来街者、企業、大学・研究機関等の連携による実証事業を展開する。



(2) 「心身を整える」をテーマに多種多様なアクティビティを展開する“ヘルシーパーク”の整備

～豊かな芝生と森、自由に使える屋内スペースを備え、想いのままに過ごせる公園の整備～

- ・自然を感じられる質の高い空間 + 健康をテーマとした多様なアクティビティ

- 市外からも人々が集う、次世代型のオープンスペースを運営する。

- ・アクティビティの拠点

- 屋内の多目的スペースや運動施設・更衣室・シャワールーム等の機能補完施設等を備えた公園施設を整備する。

(3) コンテナ1つからスモールスタートする“アビリティセンター”の誘導

～規模・分野を問わない先駆的な事業者の参画による新たな健康ライフスタイルの発信拠点の整備～

- ・多様な事業者の参画を促すとともに、計画対象地全体の中長期的かつ柔軟な活用を目指す。

- コンテナを用いたスモールスタートの事業展開を図る。

コンテナ：様々な場所に設置できる移動性と内部を替えて活用できる再利用性を有する“移動産”であり、災害時には仮設施設にも転用できるなど、柔軟な活用が期待できる。

- ・リビングラボやヘルシーパークの機能と連携し、計画対象地全体の利便性を高める。

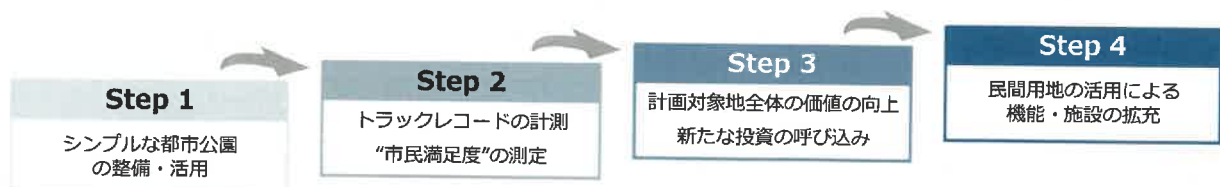
3. コンセプトを実現する基本的な考え方

シンプルな公園整備からスタートして、計画対象地全体を段階的に発展させる。

- ・計画対象地は、現時点では、民間活用用地として、活用の可能性は高くない。

- ・地域課題の解決に十分繋がらない事業を実施することは望ましくない。

- 都市公園の整備・活用をスタートとして、段階的に計画対象地全体の施設・機能を拡充し、市民共創により公園の質を高め、計画対象地全体の価値を高める。



□ 計画対象地の導入機能・活用イメージ

1. 基本方針～どのようなシーンを誘導するか～

(1) リビングラボ

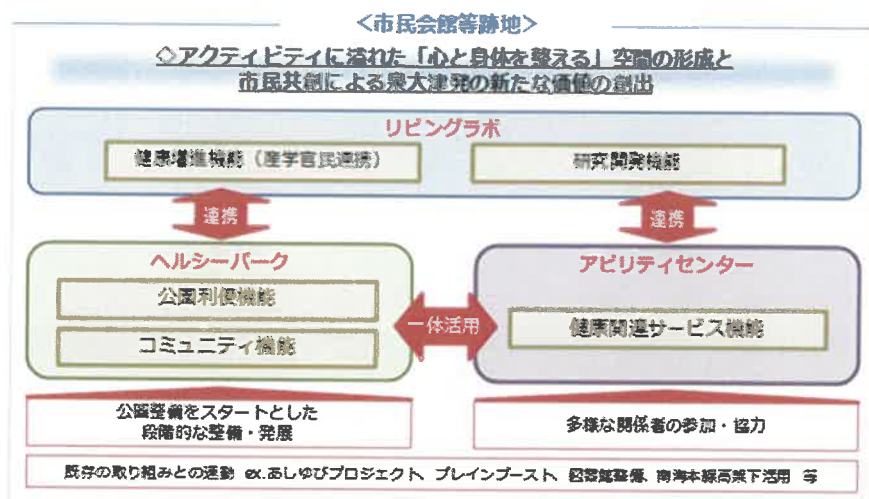
- 1) 未来を先取りする健康サービス・アクティビティを体験できる健康増進機能
- 2) 市民共創により健康増進に資するサービスや製品の実証の場・機会を提供する研究開発機能

(2) ヘルシーパーク

- 1) 健康的なライフスタイルを提供する公園利便機能
- 2) コミュニティ機能

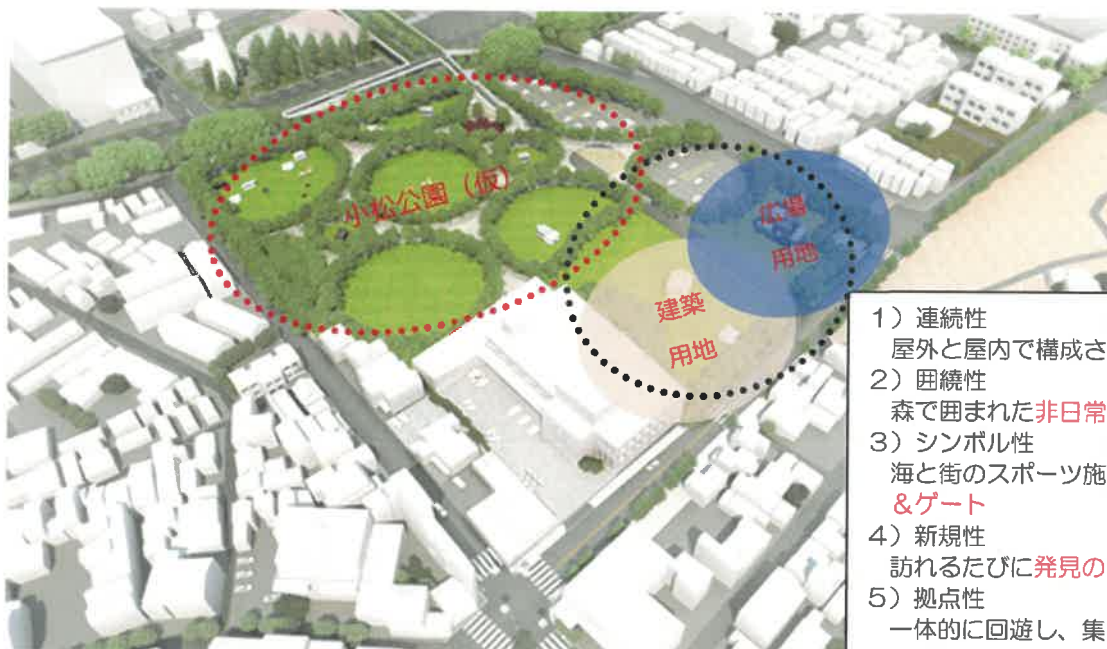
(3) アビリティセンター

健康関連サービス機能



2. 空間イメージ～どのような空間を整備するか～

◆計画対象地の整備イメージ



- 1) 連続性
屋外と屋内で構成される雨でも遊べる公園
- 2) 囲繞性
森で囲まれた非日常空間
- 3) シンボル性
海と街のスポーツ施設・公園をつなぐハブ
&ゲート
- 4) 新規性
訪れるたびに発見のある空間
- 5) 拠点性
一体的に回遊し、集い、憩うことのできる
コミュニティ空間

◆計画対象地における施設構成

ゾーン区分		施設
計画対象地	小松公園(仮)用地	公園施設(初動負荷トレーニングルーム等) コンテナ
	広場用地	コンテナ・ビレッジ
	民間活用用地 建築用地	公民連携施設(アビリティセンター等) 収益施設(宿泊施設等)

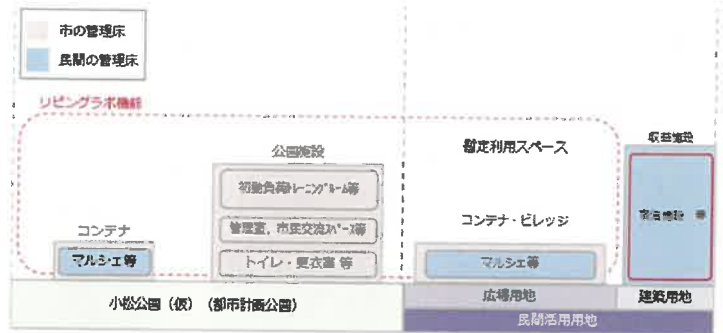
◆段階別の施設構成

① 第1段階

小松公園（仮）整備完了・供用開始段階

【想定する施設】

公園内コンテナ、公園施設、
暫定利用のコンテナ・ビレッジ、
収益施設

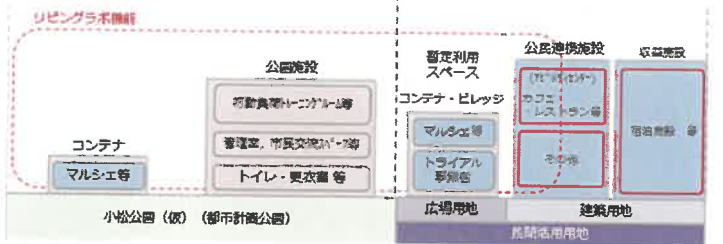


② 第2段階

建築用地への公民連携施設整備完了段階

【想定する施設】

公園内コンテナ、公園施設、
暫定利用のコンテナ・ビレッジ、
公民連携施設、収益施設

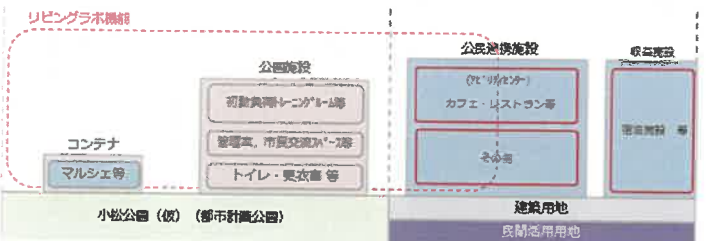


③ 第3段階

広場用地の民間事業者による活用段階

【想定する施設】

公園内コンテナ、公園施設、
公民連携施設、収益施設



□ 事業スケジュール

導入機能等	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
リビング ラボ	勉強会開催	リビングラボ 準備	コアメンバー 候補選定	コアメンバー 決定	本格活動
コンテ ビレッジ			公募準備	入居者・使用者公募	使用開始
ヘルシー パーク	小松 公園(仮) の都市 計画決定 公園 デザイン 公園の基本・ 実施設計 公募準備 継続性の確保 基本計画 市民ワークショップ 基本設計ワークショップ (市民等) ワークショップから 公認クラブ活動設立	公園の基本・ 実施設計 反映	設計者による 施工監理 入札	公園の施工 公認クラブの 活動準備	小松公園(仮) 供用開始 本格活動
アビリティ センター	勉強会開催 ※ リビングラボの勉強会等とあわせて事業者候補の探索、誘致等を実施				
収益施設	公募準備	公募・契約	施工	供用開始	
小松町 4号線		詳細設計	入札	施工	道路供用開始

□ 現在までの取組みと今後の予定

平成 30 年 7 月 事業者サウンディング事前説明会（大阪会場）

// 8 月 事業者サウンディング事前説明会（東京会場）

// 8 月 事業者サウンディング（平成 30 年 8 月から継続中）

// 9 月 市民会館等跡地を活用した公園づくりキックオフセミナー

平成 31 年 1 月 第1回アビリティ実証都市研究会

令和 元年 7 月 第2回アビリティ実証都市研究会

// 7 月 市民会館等跡地活用した公園づくりワークショップ

// 11 月 市民会館等跡地活用基本計画（概要）について（報告）（委員会協議会）

令和 2 年 3 月 3月2日～23日 パブリックコメント

// 6 月 パブリックコメントの報告（委員会協議会）

【質問２】 泉北水道企業団の廃止に伴う水道料金その他の影響及び災害時の水確保の対策について

まず泉北水道企業団の廃止に伴い１００％大阪広域水道企業団の受水になると、令和元年度の受水量で試算すると年間約３,５００万円の受水費増となる見込みであるが、平成３１年３月策定の泉大津市水道事業経営戦略においては、全量広域水道で受水した場合でシミュレーションしており、同戦略の計画最終年度である令和１０年度末までは特別の事象が生じない限りただちに料金改定に繋がることはない想定している。

次に、その他の影響としては、「泉北水道企業団の解散及び財産処分並びに事務の承継に関する協議書」に基づき、土地及び構築物の解体撤去、備品類の処分をはじめとする財産処分、令和２年度泉北水道企業団決算事務等における解散後の事務全般について承継が発生するものであるが、これらにかかる費用等は、現時点では同企業団から引き継ぐ歳計剰余金を充て、これが不足する場合は、泉大津市、和泉市、高石市が協議書に基づく割合で負担するものである。具体的な費用等については、今後算出するものであるが、可能な限り圧縮できるよう和泉市、高石市、関係機関等と十分に協議を行っていく。

災害時の水確保の対策については、中央配水場の配水池１４,０００㎡のうち、貯水量は最低でも７,０００㎡確保されている。また田中町、助松町の２か所に１００㎡の耐震性貯水槽の設置、備蓄水ボトル８０００本により厚生労働省が推奨する１週間程度の飲料水は確保できている。今後更に備蓄水ボトルや給水車等の整備を行う予定である。

災害応援協定においては、これまで日本水道協会、大阪広域水道企業団と大阪府域の市町村（大阪市を除く）、大阪府等と相互応援協定を締結しているが、新たに令和２年１１月２５日には和泉市、高石市と災害時相互応援協定を、同年１２月９日には給水車を所有している第一環境株式会社と災害時相互応援協定を、さらに同年１２月１０日には管路の耐震化促進のため大阪市水道局と技術協力に関する連携協定をそれぞれ締結した。今後とも、災害時に有効となる内容の協定を官民間問わず締結する予定である。

また、災害時における被害状況を想定した水道事業におけるBCPを作成し必要な資機材や応援体制等を検討する予定である。

（意見・要望）

泉北水道企業団は、今年度末に解散することとなり、解散後には、施設が解体撤去されることとなる。この解体撤去等の費用は、市の負担となる可能性もあることから、他の事業運営に重大な支障をきたさないよう、３市及び関係機関と協議のうえ、早急に費用負担額を確定させるとともに、長期にわたる支出

負担の平準化が図れるような解体撤去等に関する計画を策定されたい。

また、泉北水道企業団からの用水供給が廃止されても、災害時における飲料水は確保できているとのことであるが、安心して安全な水を早期に市民に供給できるよう、引き続き近隣市等との連携強化や管路の耐震化の推進に努められたい。

【質問3】 指定管理施設（駐輪場）の管理について

（1）指定管理者の選定方法と応募者を増やすための取組について

指定管理者の選定方法については、事業計画書等のプレゼンテーション及びヒアリングを実施し評価点の合計が最も高い者を指定管理者として選定した。応募者を増やすための取組みについては、自転車等を利用する市民の利便の増進を図ることが目的であり広く一般公募している。

（2）指定管理料の積算方法について

指定管理料の積算方法については、指定管理を行うにあたり設計委託を行っており、その金額の妥当性を検証したうえで指定管理料を積算したものである。

（3）利用者の状況（居住地、年齢等）及び利用者を増やすための取組は

定期利用分については、ほぼ100%で稼働している。また、一般利用者分については、放置自転車対策とあわせて行うことが利用者の増加になると考える。

（4）指定管理者から第三者への委託及び委託手続きについて

指定管理者からの委託については、泉大津市自転車等駐車場指定管理者協定書〈基本協定書〉の第17条の規定に基づき、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請を行い、市の承認を得た場合に限って、業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせることができる。この場合において、当該業務に関し、その履行及び関係法令の遵守は指定管理者の責任において確保することとし、当該委託先からさらに再委託し、又は再請負させてはならないとしている。

（5）指定管理者の監督をどのようにしているか。

指定管理者の監督については、不定期に現場の確認や毎月の定例報告会議を行っている。

(6) 指定管理者の収支報告の検証をどのようにしているのか。

指定管理者の収支報告の検証については、毎月の定例報告会議において確認検証している。

(7) 法定点検（建築物、消防設備）で指摘されている事項はないか。

法定点検での指摘事項はない。

(8) 貸与物品の確認はどのように行っているか。

貸与物品確認は、適宜現地で確認している。

(9) 中長期的な大規模改修・更新計画を策定しているか。

中長期的な大規模改修・更新計画の策定については、泉大津駅第二自転車等駐車場及び松ノ浜駅自転車等駐車場が平成 28 年 10 月、泉大津駅第一自転車等駐車場が平成 29 年 3 月から供用開始しており、現在、改修・更新の計画はない。

(意見・要望)

指定管理に関する協定書によれば、管理業務の全部を第三者に委託することが禁止されており、事前に市が承認した場合は再委託することが可能であることが規定されている。

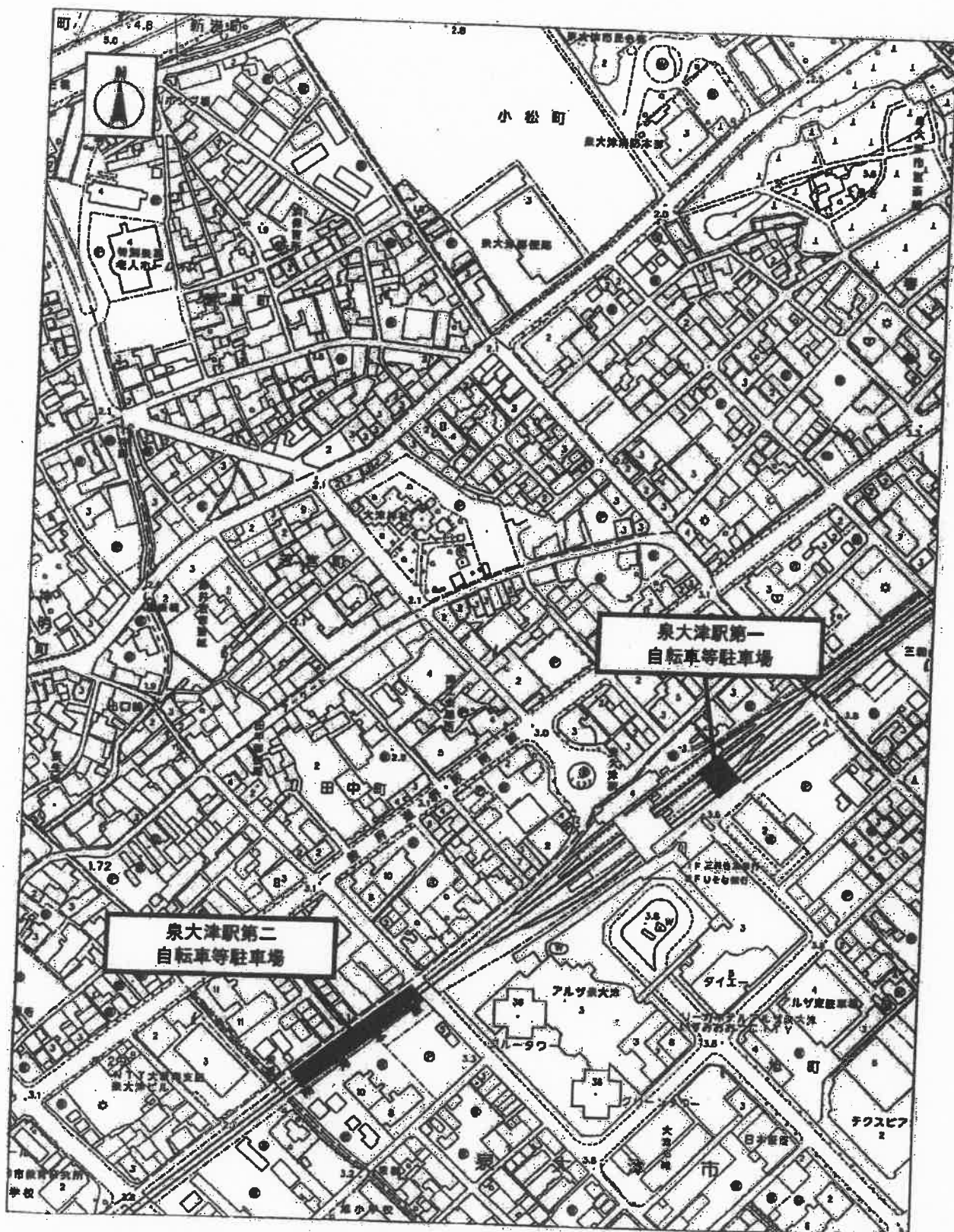
今回の監査において所管課に確認したところ、指定管理者より再委託に関する申請を受け承認しているが、指定管理者と再委託先との詳細な契約内容についての確認が十分になされていたとは言い難い。

指定管理業務の再委託については、申請を承認するのみではなく、指定管理者と再委託先が締結した契約書を詳細に確認されたい。

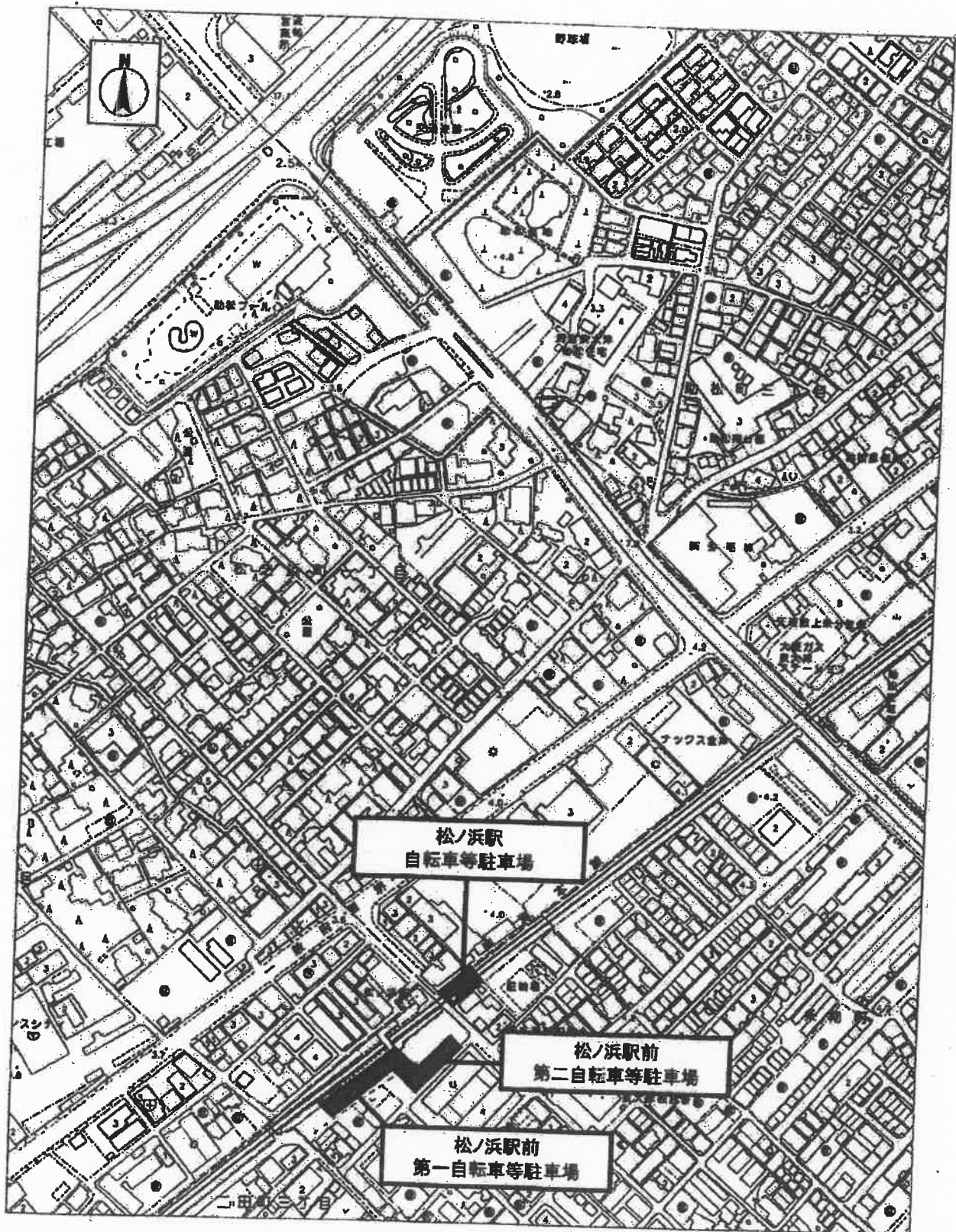
また、指定管理者は、毎事業年度ごとに市に収支報告書を提出することが求められているが、指定管理者から提出された収支報告書の検証手続を確認したところ、証拠書類との照合が不十分であった。

指定管理者から提出される収支報告については、抽出により帳簿記録及び領収書や給与台帳等の証拠書類との照合を行うなど、正確な検証に努められたい。

泉大津市自転車等駐車場 位置図



泉大津市自転車等駐車場 位置図



5 市立病院事務局

【質問1】 持続可能な運営に関する取組について

- ・各種経営指標に関する目標と実績はどのようなになっているか。

別紙参照

- ・それらが乖離している場合の要因分析と今後の対応をどのように考えているか。

平成 28 年度を初年度とする泉大津市立病院新改革プラン（以下、「新改革プラン」という。）を含め、これまで数次の経営改革に取り組んできた。

新改革プランの取組により、平成 28 年度は、経費の削減などにより費用については一定の削減効果が図られたものの、収益については診療報酬の改定や手術件数の減少などの影響により入院及び外来の患者が共に減少し、経常損益は約 4 億 1,700 万円の赤字を計上、平成 29 年度は前年度に比べ患者数が増加していることから入院・外来ともに収益増となったが、診療単価の減少により収益は伸び悩み、経常損益は約 3 億 6,000 万円の赤字を計上、平成 30 年度は前年度に比べ入院患者は減少したものの、入院及び外来ともに診療単価は前年度を上回ったことから料金収入は前年度より増加したが、費用についても増嵩しており、経常損益は前年度を下回るものの約 2 億 5,500 万円の赤字を計上、令和元年度は、入院患者数が前年度より大きく減少したことから料金収入が減少し、経常損益は前年度を大きく上回る約 5 億 300 万円の赤字の計上となった。令和 2 年度の決算見込みでは、新型コロナウイルス（以下「コロナ」という。）の影響を受け、受診控えや内視鏡検査などの各種検査及び手術数の減少により入院及び外来患者は激減し、外来及び入院収益は前年度に比べ約 8 億 2,000 万円程度の減収を見込んでいるが、累積する不良債務額解消のための市からの追加繰入金 10 億円に加えコロナ対策としての国・府からの補助金収入もあり、単年度での純損益は黒字を見込んでいる。

令和 2 年度はコロナ禍の減収及び補助金収入や多額の追加繰入の影響もあり単純比較はできないものの、隔年度の診療報酬改定に伴う影響、人口構造が変化する中での同一圏内に近接する他病院との競合など当院を取り巻く環境が非常に厳しい状況となっており、このため、市立病院の存続を大前提に将来の医療需要や今後の医師の働き方改革の推進を見据えた医療体制の実現に向け、近隣で府中病院を経営する社会医療法人生長会と相互に補完し合える強みを活かした連携体制の構築を目指すものである。

(意見・要望)

市立病院においては、これまで経営改革に取り組んできたところであるが、財務数値の現状から分かるように、経営改善には至っていない。

そこで、新たな経営形態により地域医療を確保しつつ、経営の効率化を図る「地域医療連携体制強化構想(案)」に期待するところである。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、現市立病院は、入院・外来患者数が減少しており、更なる経営状況の悪化が容易に予測される。このような状況で、新経営形態に移行するまでの間、現市立病院の体制にて経営改善を図ることが重要な課題であると考ええる。

厳しい環境下であるが、引き続き市立病院に従事する者全員が一体となり、財政状況の改善に取り組んでいくことを強く要望する。

【質問2】 施設・医療機器等の管理について

・医療機器の購入・廃棄はどのように決定しているか。

各科(課)より医療機器等の要望を基に、必要性等を調査した上で、修理不能など使用に耐えない機器の更新及び診療体制の変更に伴う新規購入等、予算の範囲において順次対応している。

・薬剤・診療材料の定期的な現物確認は行っているか。また、それらをはじめとする材料費のコスト縮減の現状は。

薬剤については、薬剤部の管理の下、納品、払い出し等の管理を行っている。診療材料については、SPD(院内物流管理システム)による各部門での定数管理等により死蔵・過剰在庫の解消等の運営を行っている。

また、これらの材料費に係るコスト縮減については、一括購買によるスケールメリットを活かした値引き交渉を毎年実施している。

(意見・要望)

市立病院の医療機器の多くは、老朽化が進行しているが、中長期的な観点からの更新計画が策定されていない。現状では、想定していない時期に更新が必要となっても資金の確保ができないため更新ができず、市民に十分な医療サービスを提供できない可能性もある。また、当初予定していなかった多額の支出が生じ、財政状況に重大な影響を与えることになりかねない。

費用負担の平準化の観点から、優先順位を考慮し、計画的に更新を進められたい。

【質問3】 地域包括ケアシステムの現状と課題について

・他の医療機関や介護事業所・関係機関との適切な協力連携が出来ているか。

本市では医療・介護の連携推進事業として、イカロスネット（医療介護地域推進ネット）等の活動があり、当院も参画している。本ネットワーク活動としては医療・介護専門職のスキルアップを目的とした研修会や懇親会を通して、適切な連携体制構築に向けた情報交換等を実施している。また、イカロスネットの活動に加え、本活動の中心的な役割を担う機関が集い、活動内容・方針等を検討するイカロスネット準備会にも参画し、連携推進事業の充実に努めてきたところである。

また、本市で開催されている泉大津市包括ケア会議及び各部会にも当院医師、看護師、リハビリスタッフ、社会福祉士等を派遣し、多職種協働による要支援高齢者への支援や地域のネットワーク構築活動を通して、地域包括ケアシステムの構築に向けた検討や取組みを実施している。

現在は昨年度末からのコロナの影響により、多人数での集会や対面が難しいことから、オンラインシステムの活用など感染予防対策を施しながら情報交換等を実施している状況である。

・地域医療連携推進法人の役割は。

平成26年6月、医療介護総合確保推進法の成立を受け改正された医療法によって、将来の医療需要の予測を踏まえ地域に必要とされる医療提供体制の整備を進める地域医療構想の実現とともに、介護保険法の改正等により介護の状態となっても可能な限り住み慣れた地域で自立した日常生活を営むことができる体制の整備を進める地域包括ケアシステムの構築に向けて、いずれも団塊の世代すべてが75歳以上となる2025年（令和7年）を目途に取り組むこととなった。

地域医療連携推進法人は、その後、平成27年の医療法の改正において創設され、医療機関等が相互に機能分担及び業務連携を推進することで、地域において良質で効率的な医療提供体制を確保し、地域医療構想を実現するための一つの選択肢となる新たな法人制度である。一方、地域包括ケアシステムの構築に当たっても多種多様な分野の連携が必要であり、人材の確保やサービスの充実が求められる現状にあって、介護事業等を実施する非営利の法人等も参画できる地域医療連携推進法人には、介護との連携も図りながら地域包括ケアシステムの推進に資する取組みや、基本的な担い手の一つとして期待されるものと認識している。

この度、設立をめざしている地域医療連携推進法人は、泉州北部における

将来の医療需要を見据えた持続可能な医療提供体制を構築するため、泉大津市立病院と社会医療法人生長会府中病院の病床機能の再編と連携強化に取り組み、官民一体となって大阪府地域医療構想の確実な実現に貢献することを目的としている。

さらに、先に示された地域医療連携体制強化構想（案）においては、今般の泉大津市立病院と社会医療法人生長会府中病院との病床機能の統合、再編における機能・役割分担に関して、新たに整備する病院は高度急性期・急性期機能を、現行の泉大津市立病院では、小児・周産期医療を担い、現在の府中病院については回復期医療、地域包括ケアの中心的な役割を担うという基本的な考え方が示されているところである。

それらを踏まえた上で、まず、地域医療連携推進法人設立時においては、医療連携推進方針の定めるところに従って、泉大津市立病院と社会医療法人生長会府中病院との診療機能の統合、再編を円滑に進めるためのソフト面での取組みをサポートするものとしている。

（意見・要望）

少子高齢化が進展する現在においては、医療と介護が不可分のものとなり、医療従事者と介護従事者の連携は不可欠のものとなっている。

本市の福祉の向上のため、医療従事者及び介護従事者がそれぞれ、より一層の連携を図れるよう市立病院としても積極的に取り組まれない。

【 医療機能に係る数値 】

年度・項目		平成28年度 A 実績値	平成32年度 B 数値目標	A-B
一日当たりの 患者数(人)	入 院	161.9	190.0	▲ 28.1
	外 来	612.2	650.0	▲ 37.8
救急受入率 (%)		88.6	90.0	▲ 1.4
紹介率 (%)		41.1	40.0	1.1
逆紹介率 (%)		28.0	50.0	▲ 22.0

【 経営指標に係る数値 】

年度・項目		平成28年度 A 実績値	平成32年度 B 数値目標	A-B
経常収支比率 (%)		92.7	100.0	▲ 7.3
医業収支比率 (%)		87.6	95.1	▲ 7.5
一人一日当たりの 診療収入(円)	入 院	47,079	46,500	579
	外 来	10,358	10,500	▲ 142
病床利用率 (%)		70.4	83.7	▲ 13.3

【 経常収支の状況 】

(単位：千円, %)

年度・項目		平成28年度		A-B
		A 実績値	B 計画値	
医業収益		4,748,553	4,958,000	▲ 209,447
	料金収入	4,322,307	4,543,000	▲ 220,693
	その他	426,246	415,000	11,246
	【繰入】	【61,831】	【50,000】	【11,831】
医業外収益		534,010	504,000	30,010
【繰入】		【446,161】	【422,000】	【24,161】
医業費用		5,422,038	5,549,000	▲ 126,962
	給与費	3,106,503	3,095,000	11,503
	材料費	855,748	930,000	▲ 74,252
	経費	1,145,899	1,180,000	▲ 34,101
	その他	313,888	344,000	▲ 30,112
医業外費用		278,079	295,000	▲ 16,921
経常損益		▲ 417,554	▲ 382,000	▲ 35,554
経常収支比率 (%)		92.7	93.5	▲ 0.8
医業収支比率 (%)		87.6	89.3	▲ 1.7

【 医療機能に係る数値 】

年度・項目		平成28年度 実績値	平成29年度 A 実績値	平成32年度 B 数値目標	A-B
一日当たりの 患者数(人)	入 院	161.9	167.3	190.0	▲ 22.7
	外 来	612.2	644.4	650.0	▲ 5.6
救急受入率 (%)		88.6	88.6	90.0	▲ 1.4
紹介率 (%)		41.1	42.2	40.0	2.2
逆紹介率 (%)		28.0	27.1	50.0	▲ 22.9

【 経営指標に係る数値 】

年度・項目		平成28年度 実績値	平成29年度 A 実績値	平成32年度 B 数値目標	A-B
経常収支比率 (%)		92.7	93.8	100.0	▲ 6.2
医業収支比率 (%)		87.6	89.3	95.1	▲ 5.8
一人一日当たりの 診療収入(円)	入 院	47,079	46,014	46,500	▲ 486
	外 来	10,358	10,210	10,500	▲ 290
病床利用率 (%)		70.4	72.7	83.7	▲ 11.0

【 経常収支の状況 】

(単位：千円、%)

年度・項目		平成28年度 実績値	平成29年度		A-B
			A 実績値	B 計画値	
医業収益		4,748,553	4,929,285	5,043,000	▲ 113,715
	料金収入	4,322,307	4,415,328	4,628,000	▲ 212,672
	その他	426,246	513,957	415,000	98,957
	【繰入】	【61,831】	【145,979】	【100,000】	【45,979】
医業外収益		534,010	505,717	530,000	▲ 24,283
【繰入】		【446,161】	【415,962】	【450,000】	【▲34,038】
医業費用		5,422,038	5,517,028	5,521,000	▲ 3,972
	給与費	3,106,503	3,098,910	3,073,000	25,910
	材料費	855,748	928,928	948,000	▲ 19,072
	経費	1,145,899	1,165,302	1,180,000	▲ 14,698
	その他	313,888	323,888	320,000	3,888
医業外費用		278,079	277,764	287,000	▲ 9,236
経常損益		▲ 417,554	▲ 359,790	▲ 235,000	▲ 124,790
経常収支比率 (%)		92.7	93.8	96.0	▲ 2.2
医業収支比率 (%)		87.6	89.3	91.3	▲ 2.0

【 医療機能に係る数値 】

年度・項目		平成29年度 実績値	平成30年度 A 実績値	令和2年度 (平成32年度) B 数値目標	A-B
一日当たりの 患者数(人)	入 院	167.3	161.3	190.0	▲ 28.7
	外 来	644.4	647.8	650.0	▲ 2.2
救急受入率 (%)		88.6	93.2	90.0	3.2
紹介率 (%)		42.2	43.6	40.0	3.6
逆紹介率 (%)		27.1	27.3	50.0	▲ 22.7

【 経営指標に係る数値 】

年度・項目		平成29年度 実績値	平成30年度 A 実績値	令和2年度 (平成32年度) B 数値目標	A-B
経常収支比率 (%)		93.8	95.7	100.0	▲ 4.3
医業収支比率 (%)		89.3	90.9	95.1	▲ 4.2
一人一日当たりの 診療収入(円)	入 院	46,014	49,334	46,500	2,834
	外 来	10,210	10,898	10,500	398
病床利用率 (%)		72.7	70.1	83.7	▲ 13.6

【 経常収支の状況 】

(単位：千円, %)

年度・項目		平成29年度 実績値	平成30年度		A-B
			A 実績値	B 計画値	
医業収益		4,929,285	5,136,010	5,128,000	8,010
	料金収入	4,415,328	4,627,811	4,713,000	▲ 85,189
	その他	513,957	508,199	415,000	93,199
	【繰入】	【145,979】	【139,204】	【100,000】	【39,204】
医業外収益		505,717	535,972	530,000	5,972
【繰入】		【415,962】	【442,444】	【450,000】	【▲7,556】
医業費用		5,517,028	5,651,093	5,518,000	133,093
	給与費	3,098,910	3,174,415	3,052,000	122,415
	材料費	928,928	1,033,216	966,000	67,216
	経費	1,165,302	1,131,375	1,180,000	▲ 48,625
	その他	323,888	312,087	320,000	▲ 7,913
医業外費用		277,764	276,238	278,000	▲ 1,762
経常損益		▲ 359,790	▲ 255,349	▲ 138,000	▲ 117,349
経常収支比率 (%)		93.8	95.7	97.6	▲ 1.9
医業収支比率 (%)		89.3	90.9	92.9	▲ 2.0

【 医療機能に係る数値 】

年度・項目		平成30年度 実績値	令和元年度 A 実績値	令和2年度 (平成32年度) B 数値目標	A-B
一日当たりの 患者数(人)	入 院	161.3	147.0	190.0	▲ 43.0
	外 来	647.8	639.7	650.0	▲ 10.3
救急受入率 (%)		93.2	92.5	90.0	2.5
紹介率 (%)		43.6	45.1	40.0	5.1
逆紹介率 (%)		27.3	27.1	50.0	▲ 22.9

【 経営指標に係る数値 】

年度・項目		平成30年度 実績値	令和元年度 A 実績値	令和2年度 (平成32年度) B 数値目標	A-B
経常収支比率 (%)		95.7	91.6	100.0	▲ 8.4
医業収支比率 (%)		90.9	87.6	95.1	▲ 7.5
一人一日当たりの 診療収入(円)	入 院	49,334	49,069	46,500	2,569
	外 来	10,898	11,528	10,500	1,028
病床利用率 (%)		70.1	63.9	83.7	▲ 19.8

【 経常収支の状況 】

(単位：千円, %)

年度・項目		平成30年度 実績値	令和元年度		A-B
			A 実績値	B 計画値	
医業収益		5,136,010	4,966,548	5,212,000	▲ 245,452
	料金収入	4,627,811	4,425,117	4,797,000	▲ 371,883
	その他	508,199	541,431	415,000	126,431
	【繰入】	【139,204】	【175,843】	【100,000】	【75,843】
医業外収益		535,972	485,868	530,000	▲ 44,132
【繰入】		【442,444】	【398,383】	【450,000】	【▲51,617】
医業費用		5,651,093	5,671,512	5,543,000	128,512
	給与費	3,174,415	3,192,554	3,058,000	134,554
	材料費	1,033,216	1,030,569	985,000	45,569
	経費	1,131,375	1,153,598	1,180,000	▲ 26,402
	その他	312,087	294,791	320,000	▲ 25,209
医業外費用		276,238	283,669	269,000	14,669
経常損益		▲ 255,349	▲ 502,765	▲ 70,000	▲ 432,765
経常収支比率 (%)		95.7	91.6	98.8	▲ 7.2
医業収支比率 (%)		90.9	87.6	94.0	▲ 6.4

6 消防本部

【質問 1】 広域化が白紙となったが、近隣市町との連携体制は。

近隣市町との各種災害現場での連携体制については、大阪府南ブロック消防相互応援協定に基づき、相互の連携体制が図られている。更にこの応援体制でも対応できない大規模又は特異な災害に対しては、大阪府下広域消防相互応援協定に基づき、府内消防本部が相互に応援する体制も構築されている。

近年では、平成 28 年に発生した大規模な工場火災で、堺市、和泉市及び忠岡町の各消防本部に応援出動を要請し、延焼範囲を最小限に抑え鎮火することができた。救急の連携体制では、令和元年度の本市が近隣市町に応援出動した件数は 49 件、逆に本市に近隣市町が出動した件数は 44 件となり、火災の応援体制と同様に相互連携体制が構築され、特に南ブロック地域は、他のブロック地域に比べ強固な連携体制が図られていると考える。

消防広域化については、現在のところ白紙となっているが、少子高齢化による人口減少問題や災害の多様化など、社会情勢の変化に対して必要な消防力を維持するため、広域的な自治体間の連携は必要と考えており、現消防体制での近隣市町との連携協力を含め、本市の消防力及び住民サービスの維持向上のため、消防広域化等については、国、府の動向を注視していきたいと考えている。

（意見・要望）

消防の広域化は、人口減少社会を見据え、住民サービスの向上、人員配備の効率化と充実及び高度な消防設備、施設等の整備などによる消防体制の基盤の強化が図れるというメリットが想定されているが、2市1町の協議においては、それぞれの置かれる環境が異なるため広域化が見送られることとなった。

しかしながら、近隣市町や本市の環境が変われば、広域化のメリットも享受できる可能性があるため、引き続き広域化について国・府の動向を注視するとともに、近隣市町との連携強化に努め、市民サービスの充実を図られたい。

【質問 2】 消防団の年齢別団員数の 5 年間の推移と団員数確保の取組について

消防団の年齢別団員数の 5 年間の推移は下表「消防団年齢別推移（H27～R1）」のとおりであり、5 年間の年齢構成に大きな変化は見受けられないが、消防団結成時からの 15 年経過をみると、平成 17 年の平均年齢は 56 歳に対し、令和元年度が 50 歳と若くなり、災害機動力が向上したと考える。

本市消防団員は、令和 3 年 1 月 1 日現在で 64 名が在籍し、条例定数 80 名に対し充足率は、80%となる。

団員数確保の取組については、消防団員からの推薦や消防団員募集広報を市広報紙や消防本部のホームページの掲載をはじめ、若い世代にも地域防災に関心を持ってもらえるよう SNS 発信するとともに、毎年 1 回、消防団に興味のある方を対象に消防団訓練見学会を開催している。

今年度は、コロナ禍の影響により感染予防の観点から、消防団活動が発信できる取組みとして消防団員が FM いずみおおつに出演し、応急手当の普及啓発や防災グッズの紹介をするなど、市民の防災意識の向上と消防団のイメージアップを図りつつ、併せて消防団員募集広報を行っている。

消防団年齢別推移（H27～R1）

【基準日 3 月 31 日】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
消防団員数	57	61	63	68	65
20 歳未満		2			
20 歳以上 30 歳未満	8	5	4	6	4
30 歳以上 40 歳未満	10	12	13	10	11
40 歳以上 50 歳未満	10	12	14	16	17
50 歳以上 60 歳未満	12	13	15	20	18
60 歳以上	17	17	17	16	15
平均年齢	50	49	50	50	50

（意見・要望）

消防団員は、地域における消防防災のリーダーとして、平常時・非常時を問わずその地域に密着し、住民の安心と安全を守るという重要な役割を担っている。

本市の消防団員は、条例による定数 80 名に対して 80%の充足率となっており、地域防災力の向上のため、引き続き、効果的な募集活動により消防団員の増員を図りたい。

【質問3】 職員の災害対応能力の充実強化に向けた取組について

職員の災害対応能力の充実強化に向けた取組みとしては、近年、複雑多様化する各種災害に対応するため、大阪府立消防学校等の研修、他市消防本部や関係機関などで実施する合同訓練等に職員を派遣することで、最新の知識や技術を習得するように努め、他機関で学んだ知識・技術は、派遣職員が署内教養・訓練等により全職員に周知することとしている。

また、消防活動に必要な資格免許等を取得するとともに、訓練塔などの施設を活用し、様々な火災・救助現場を想定した総合実戦訓練や災害現場での受傷事故を防ぐため、指揮命令及び安全管理に主眼を置いた訓練を幅広く計画的に実施している。

その一例として、今年度は、近年、普及しているハイブリッド車の事故等に対応するため、市内事業者より講師を招いての講義や実車両を提供していただき実施した車両救出訓練では、感電など二次災害の防止対策を始め、負傷者を安全かつ迅速に救出するための方法、職員間の連携など実戦対応能力の向上を図った。

このような訓練を反復かつ継続的に実施することで、職員の若年化による経験不足を補い、職員個々のスキルアップを図り、組織全体の災害対応能力の充実強化を図っている。

(意見・要望)

多様化・大規模化する災害に対応するためには、継続的な知識・技能の維持向上及び防災体制の強化を図る必要がある。市民の安全を確保するため、引き続き職員の知識・技能の維持向上及び現状に沿った適切な訓練を実施し、強固な防災体制の構築・運用に努められたい。

【質問４】 住宅用火災警報器の点検・指導実績は。

住宅用火災警報器の点検・指導の実績については、春・秋の全国火災予防運動後の１週間を住宅用火災警報器普及強化週間として位置づけ、消防団員と連携した訪問調査に加え、民生児童委員が実施する高齢者宅への見守り活動に同行し、適正な火気の取り扱い方法等について指導する防火診断、さらには、消防訓練や救命講習等の機会を含めて下表のとおり（令和２年１２月３１日時点）実施している。

内容については、点検や清掃などのメンテナンスをはじめ、設置から１０年以上が経過している世帯に対し、交換の時期や方法など、維持管理の必要性を強くアピールすることで住宅火災による死傷者の発生防止に努めている。

また、新型コロナウイルス感染予防の観点から、住宅用火災警報器の販売店や飲食店、公共施設等多くの市民の目につきやすい場所に、消防本部独自に作成した住宅用火災警報器啓発用ポスターを掲示し、設置相談窓口や住宅用火災警報器の必要性を「見える化」することで設置促進を図っている。

防火指導					
年度	訓練関係	出前講座	防火訪問		計
			訪問調査 (秋 50+春 α)	防火診断	
H27	195	13	200	25	433
H28	111	12	219	149	491
H29	103	17	289	112	521
H30	77	17	238	100	432
R1	94	21	196	54	365
R2	51	1	0	63	115
計	631	81	1142	503	2357

(意見・要望)

住宅用火災警報器の設置は、火災予防並びに安全確保の重要な手段であり、更に設置を推進されるとともに、点検等の実施に当たっては積極的に関わり、火災予防と市民の安全・安心の確保に努められたい。

7 教育部

【質問1】 G I G Aスクール構想の本市の具体的な取組について

G I G Aスクール構想の本市の具体的な取り組みについてですが、タブレット端末の1人一台環境の整備については1月初頭に小学校1～3年生の配備が完了し、小中学校全学年への配備が完了した。授業用ネットワークの回線については、今までは、すべての学校の回線を教育支援センターのサーバーを経由してインターネットに接続する“センター集約式”の回線方式をとっていたが、これから、授業において1人一台端末を活用していくことにより、通信量が増加してもスムーズな使用ができるように、各学校から直接インターネットに接続する、“ローカルブレイクアウト方式”への切り替えを行った。

・1人一台の端末が用意されるが自宅での学習についての活用方法について

端末の自宅での学習への活用方法については、導入している学習支援アプリを使用し、学校からの宿題や個別の学習到達度に応じた自学自習などへの活用ができる。また、授業支援アプリを活用することによって、家庭と学校をつないだ双方向型の通信を活用した学習をすることで、休校時や不登校児童生徒に対する学習支援への活用も可能となる。

・個別最適化学習環境についての考え方について

個別最適化された学習については、今までの家庭学習の形は主に、教師から出される全員同じの画一的な課題や宿題が中心であった。そして子どもたちは、その宿題を「やる」ことが目的となり、宿題ありきの受け身の学習が習慣づけられてしまっているのが現状であった。

そこで、デジタルドリル型の学習支援アプリを活用することで、子どもそれぞれの学習到達度に応じた個別最適化された学びが可能となり、子どもにとって、学習が「力をつけることが目的」へと変化する。そうすることによって、自己を中心とした主体的な学び方へ変わり基礎学力の向上が期待される。

(意見・要望)

小学生及び中学生の学習環境は大きく変化しており、児童生徒の学力の維持・向上のための IT 機器の活用は不可欠なものとなっている。

教育の場において活用するため、全児童生徒にタブレット端末を配備したことは評価できるが、一方で不適切な利用がないように十分な配慮が必要となる。

タブレット端末の適切な利用に関する啓発を、児童生徒のみではなく、保護者へも継続的に行っていくよう努められたい。

【質問 2】 新図書館整備の進捗状況と開館予定について

新図書館の整備工事は、現在、造作書架などの家具を調整しながら工場での製作段階に入り、現場では書架や建具設置のための下地施工や設備工事を進めている。

同時に、図書館オープン時には館長、副館長となる生涯学習課参事、総括主査の 3 人が中心となり、新図書館の蔵書計画や様々な対応マニュアルを策定するなど、新図書館の運営に対する準備を進めている。

また、新図書館の事業展開の大きな柱であるビジネス支援サービスについて、ビジネスライブラリアンである総括主査が講師を務めるセミナーの開催を計画するなど、その活用方法等の周知を図っている。併せて、新図書館を PR するリーフレットの作成や市民参加型の「夢の中ラジオ」の配信など、今年の夏の開館に向け機運醸成にも努めているところ。

・新図書館の W i - F i 環境整備と SNS の活用予定について

新図書館の W i - F i 環境については、学生の自習やビジネスパーソンの調べものなどの使用ができるよう、新図書館の全コーナーで W i - F i 環境を整備する予定である。また、商用データベースを使用できるパソコンを含め 6 台の利用者用パソコンも整備する予定である。

SNS の活用については、これまでも市のフェイスブック、ラインにおいて、図書館整備担当ダイアリーと題して活動報告などの情報を発信しており、今般、新たに新図書館のライン、ツイッター、インスタグラムを開設したところである。開館後についても、引き続きそれらの SNS を利用し日々情報発信に努めていきたいと考えている。

(意見・要望)

多くの市民が利用する駅前に整備される市立図書館は、地域振興及び文化振興のための重要な拠点となることが期待される。

駅前という立地を活かしつつ、今まで図書館を利用しなかった本に関心が薄いと考えられている若い世代にも利用してもらうため、興味を持ってもらえるような情報発信や施設整備を計画的に進めるとともに、高齢者やファミリー層にとっても利用しやすい施設となるよう、また、できるだけ早く開館できるよう努められたい。

【質問３】 指定管理施設（スポーツ施設）の管理について

(１) 指定管理者の選定方法と応募者を増やすための取組について

指定管理者制度を導入するにあたり、事前に他市で実績のある事業者へサウンディング調査を行い、本市が指定管理者に担ってもらう業務要求水準等について、事業者の考え方やノウハウの聴取、また意見交換を行ったことにより、事業者が参入しやすい募集要項や業務要求水準書の作成につながった。

(２) 指定管理料の積算方法について

指定管理料の積算方法は、各自治体がそれぞれの事情で定めるもので、特に統一的な算出方法があるわけではない。しかし、多くの自治体では、過去の実績から算出しているケースが多い。また、利用料金制を導入する施設については、支出見込額から収入見込額を差し引いた額を指定管理料とするケースが多くみられる。

以上を勘案し、本市では過去２年間の収支実績の平均値を算出し、支出額から収入額を差し引いた金額をベースに積算した。

(３) 利用者の状況（居住地、年齢等）及び利用者を増やすための取組は。

<利用状況>

- ・別紙参照（４月～１１月の状況）

<利用促進の取り組み>

- ・イベント実施によるスポーツ施設の認知度向上

８月：古池公園手持ち花火大会／総合体育館スポーツフェスティバル

9月：助松公園プール SUP イベント

11月：総合体育館スポーツドッジボール大会

11月～12月：総合体育館イルミネーション

- ・子どもから高齢者までの幅広い世代へのスポーツ機会の提供
キッズパーク、親子運動あそび教室、ポップリズムジャンプ教室、ピラティス教室、ZUMBA 教室、太極拳体験会
- ・トレーニングしやすい環境整備
トレーニング講習会廃止⇒スタッフによるトレーニング案内
トレーニングマシン全台入替
床・壁のリニューアル
トレーニング室については、リニューアル後、新規利用者や若い世代の利用者が増えた。
- ・総合体育館の空き状況をホームページで周知し、利用を促進

(4) 施設利用料はどのように決定しているのか。(減免はどの程度あるのか。)

各施設条例により使用料が規定されており、利用料金等については条例で定める使用料の範囲内と規定されている。現状は、各施設ともに条例どおりである。

(5) 指定管理者から第三者への委託及び委託手続きは。

基本協定書に基づき、指定管理者は、あらかじめ市に第三者への一部業務委託承認申請書により申請を行い、市の承認を得た場合に限り、業務の一部を第三者に委託し、又は請負わせることができる。この場合において、当該業務に関し、その履行及び関係法令の遵守は乙の責任において確保することとし、当該委託先からさらに再委託し、又は再請負させてはならないとしている。

(6) 指定管理者の監督をどのようにしているか。

基本協定書に基づき、監督員（スポーツ青少年課長）を定め、監督員が指定管理者の業務実施状況の監督を行うものである。

また、毎月、スポーツ青少年課と指定管理者で定例会を実施しており、指定管理者からの報告や意見交換のなかで業務内容の確認などを行い、適宜、指導を行っている。

(7) 指定管理者の収支報告の検証をどのようにしているか。

基本協定書に基づき、事務報告書や会社法等で求められる計算書類及び監査報告書の提出を、毎年度終了後に提出することを義務付けている。

提出のあった当該書類等を、市の附属機関である泉大津市スポーツ施設運営委員会において、審議するものである。

(8) 法定点検（建築物、消防設備）で指摘されている事項はないか。

指摘事項はない。

(9) 貸与物品の確認はどのように行っているか。

指定管理者へ引継ぎを行う際に、備品台帳等を基にリスト化し目視で確認を行った。

(10) 中長期的な大規模改修・更新計画を策定しているか。

総合体育館については、大規模改修・更新計画は策定していない。また、平成28年度に大規模改修を行っているため、現状では特に大きな改修の必要はない。

なお、その他のスポーツ施設についても、大規模改修・更新計画は策定していない。

(意見・要望)

指定管理者の公募に際して定められる指定管理料上限額の基礎となる金額については、所管課が過去2年間の収支実績の平均値を算出し、支出額から収入額を差し引いた金額をベースに積算し決定していた。

指定管理料の設定に当たっては、指定管理業務の工数を見積もる等の積算方法についても検討されたい。

また、指定管理者の収支状況の検証については、毎年度終了後に収支報告書等の書類の提出を義務付けているが、スポーツ施設の指定管理は初めてのことであり、また、施設も多数あることから、半期ごとに収支報告書の提出を求めるなど、適正な検証に努められたい。

■貸出（※利用人数は登録人数ベース）

2019年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	累計
体育館	43.2%	42.4%	50.1%	48.8%	38.4%	46.1%	50.4%	54.4%	46.7%
屋外	24.2%	25.9%	23.0%	21.5%	22.8%	24.9%	20.8%	25.9%	23.6%
人数	16,016	12,443	15,425	13,025	14,677	15,364	14,133	15,338	116,421
2020年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	累計
体育館	22.0%	13.2%	36.2%	34.3%	45.1%	43.5%	45.5%	46.8%	38.9%
屋外	18.0%	20.4%	19.3%	16.5%	26.2%	25.4%	21.9%	28.7%	22.4%
人数	2,566	3,926	12,567	9,420	13,584	15,089	12,831	12,420	82,403
前年差	-13,450	-8,517	-2,858	-3,605	-1,093	-275	-1,302	-2,918	-31,100

■個人利用

2019年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	累計
トレーニング室	778	668	801	744	773	713	703	604	5,784
(市内)	698	610	718	686	703	655	646	556	5,272
(市外)	80	58	83	58	70	58	57	48	512
卓球	905	662	828	781	805	818	775	828	6,402
(市内)	622	470	571	520	561	544	553	571	4,412
(市外)	283	192	257	261	244	274	222	257	1,990
その他	68	72	94	106	170	111	88	101	810
(市内)	18	37	49	55	78	67	48	72	424
(市外)	50	35	45	51	92	44	40	29	386
プール				4,358	5,946				10,304
計	1,751	1,402	1,773	1,631	1,748	1,642	1,566	1,533	12,996
2020年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	0
トレーニング室	132	1	934	1,092	1,090	1,119	1,191	933	6,492
(市内)	120	1	835	1,022	1,013	1,059	1,115	875	6,040
(市外)	12	0	99	70	77	60	76	58	452
卓球	112	233	572	539	623	527	544	501	3,651
(市内)	91	134	446	402	433	379	392	337	2,614
(市外)	21	99	126	137	190	148	152	164	1,037
その他	56	85	158	192	120	110	93	63	877
(市内)	32	46	94	75	65	69	47	28	456
(市外)	24	39	64	117	55	41	46	35	421
プール				1,935	6,837				8,772
計	300	319	1,664	1,823	1,833	1,756	1,828	1,497	11,020
前年差	-1,451	-1,083	-59	192	85	114	262	-36	-1,976

■全施設利用人数

年	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	累計
2019年	17,767	13,845	17,148	14,656	16,425	17,006	15,699	16,871	129,417
2020年	2,866	4,245	14,231	11,243	15,417	16,845	14,659	13,917	93,423
前年差	-14,901	-9,600	-2,917	-3,413	-1,008	-161	-1,040	-2,954	-35,994